

令和5年第4回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 令和5年12月11日 午前9時 （5名／5名中）

順番	質問者	通告方式	質問内容
1	松木 豊年	一問一答	①小学校、中学校の先生の配置状況について （教育長、担当課長） ②特定健診、がん検診、国民健康保険料について （町長、担当課長） ③体育施設の利用状況、これからの課題について （担当課長）
2	木戸口勉幸	一問一答	①ふるさと村花とふれあい動物園大規模改修について （町長、担当課長） ②ふるさと村管理運営について（町長、担当課長） ③肥料価格高騰に対する支援について （町長、担当課長）
3	深水美和子	一問一答	①多気町の少子化対策について（町長、担当課長）
4	志村 和浩	一問一答	①多気町の空家等対策について（町長、担当課長） ②多気町の観光戦略について（町長、担当課長） ③町営バスの在り方について （町長、副町長、担当課長）
5	前川 勝	一問一答	①令和5年度全国学力・学習調査結果及び 関連事項について（教育長、担当課長） ②防災行政無線の使用について（町長、担当課長）

---

( 12月11日9時7分 )

◎一般質問

○議長（坂井 信久） 日程第1 一般質問に入ります。

まず、発言及び答弁に対する確認を行います。

答弁者に申し上げます。今回の質問は、全て一問一答方式ですので、最初から自席での答弁といたします。

質問者に申し上げます。質問者は、前席の発言者席から質問をしてください。質問に入る前には、まず質問方式を述べてください。そして、質問事項が2つ以上ある場合は、冒頭において、全部の項目を発言してから1項目目の質問事項に入ってください。

その他、質疑及び発言に関する注意事項につきましては、一般質問通告文書にて周知をいたしておりますので、改めて申しませんが、質問とは、疑問点や意見を述べることを基本とするものです。要望発言は、議員活動であって質問ではありませんので、ご留意をいただきますようお願いいたします。

そして、質問者及び答弁者の双方に申し上げます。

現在、一般質問は多気町ホームページにおいて、議事録を配信しております。内容を正確に記録するためにも、言葉はマイクに向かってはっきり・わかりやすく、特に言い間違いがあった場合は、訂正をしていただくようお願いいたします。

そして、申し上げるまでもございませぬけれども、言論には、責任と節度をもって臨んでいただきますようお願いいたします。

それから、発言する場合は、挙手の上、「議長 何番」と言って発言を求めてください。

質問時間は、答弁を含め、1人60分以内であります。時間に制限がありますので、質問点は明確に、また答弁は的確に、お願いいたします。

なお、昼の昼食休憩に質疑が及ぶ場合は、議長の判断をもって対処いたします。

すので、ご了解いただきますようお願いをいたします。

それから、先ほども少しふれましたけれども、今日は機械が少し調子が悪いようでございます。ここに残り時間とか、あれが出ませんので、うちの事務局長が時計で計っておりますので、30分とかですね、後10分とかですねっていう時間になりましたら、こちらの方からちょっとそういうような合図をしますので、よろしくご了解いただきたいと、こんなふうに思います。

今回の通告者は5名となりましたので、本日1日で行います。

質問者の順番は、

①番 松木 議員

②番 木戸口 議員

③番 深水 議員

④番 志村 議員

⑤番 前川 議員

以上の順でお受けをいたします。

それでは、質問順に発言を許可いたします。

**○議長（坂井 信久）** 傍聴者がおられます。ちょっと今日は朝バタバタしまして。傍聴人に申し上げます。入場後はお静かにお願いをいたします。特に携帯電話、音の出ないようにお願いをいたします。録音機カメラなどでの録音撮影は議長の許可を得た場合を除き、禁止といたしております。また、拍手や会話などは慎んでいただき、ご静粛にお願いをいたします。議長が傍聴に馴染まないと判断した場合は、退場をお願いする場合がございますのでご了解をお願いします。

---

（ 9時8分 ）

**（5番 松木 豊年 議員）**

**○議長（坂井 信久）** 失礼をいたしました。それでは、1番目の質問者、松木議員の質問に入ります。

5番 松木議員。

○5番（松木 豊年） おはようございます。日本共産党の松木豊年です。一問一答方式で質問いたします。1点目は、小学校、中学校の先生の配置状況について。2点目は、特定健診、がん検診、国民健康保険料について。3点目は、体育施設の利用状況、これからの課題について。以上、3つの内容をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、小学校、中学校の先生方の配置状況について伺います。小中学校の先生が足りないことが大きな社会問題になっております。にも関わらず、学校の先生の不足が解消される、そういう見通しがなかなか持てない窮屈な状況になっているのではないのでしょうか。少人数学級を求める声が高まっているにも関わらず、この学校の先生が不足している状況を解決することが喫緊に求められていると思います。町内の小中学校の先生方の状況を、配置状況をもとに、改善の方向性を探るために以下質問をさせていただきます。

まず、町内の小中学校の先生の配置状況を学校ごとに、1点目 校長先生・教頭先生を除いた先生方の定数、2点目 学級数、これは特別支援学級も含まれます。学級数。3点目 正規採用者の先生の数。4点目 非常勤講師の数。そして、5点目 不足の人数について、説明をしてください。

○議長（坂井 信久） 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○小林教育長（小林 真一） ただいまの松木議員の答弁をさせていただきます。小学校中学校の先生の配置状況でございます。多気町内の小学校・中学校7校あるなかで、教員不足の学校が生じております。頑張ってみえる先生方、更には保護者、地域と様々な影響を考えますと、できれば学校名の公表は差し控えたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 学校の固有名は差し控えるというのは、私も同意すると

ころでありますけれども、全体として過不足の状況がどうなってるか、もう少し詳しくお願いできますか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

**○小林教育長（小林 真一）** はい、町内全体で約 100 名の教員定数となっております。正確には 99 名ということになっております。学級数、さらには正規職員、そして補う非常勤講師。それらを含めまして、残念ながら今、常勤の先生が不足している学校があるということでございます。

ただ、この常勤の先生の不足に関しましては、今、非常勤の短時間の先生で補いをしているところでございます。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** ありがとうございます。実は全県的にどうなっているかについて私も調べてみました。10月の県の教育長の定例会見では58名の不足が生じているというふうに説明をしております。このことに関してはですね、臨時教員の、教職員の制度の問題を考える会の皆さんはこの58名の不足というのは実態を正確に反映していないのではないかと。実態ではもっと大勢の不足者になるのではないかというような見解を持っておられます。そこで私、この会見録をホームページに出しておりますので見てみました。9月の時点の会見録の詳細ですけれども、9月の時点での内訳、不足の内訳はですね、小学校で31名の先生、中学校で20名、高等学校で2名、特別支援学校5名だという内訳の説明があります。ここで県の教育長さんが言われている不足しているということの定義ですけれども、こういうふうに、この定義についても説明しておられます。育休とか病休で教員が欠員になった時に臨時的任用職員、失礼、臨時的任用教員を配置するけれども、その臨時的任用教員が配置ができていない状況、このことをさして教員が不足しているという状況なんだという説明で

あります。つまり、病休とか育休で欠員が、先生が休まれて、その後を埋めるのに臨時的な任用教員を配置することになっているんですけども、その先生も配置できない状況が不足状況だというふうに説明をしております。そして、その数が58名なんだということでありまして、ただ、臨時的な任用教員が配置されたとしても問題はまだ残っているというふうにも思いますが、この県の教育長の言われる不足の定義に照らして、不足している状況があるのか、もう一度重ねてお伺いします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○小林教育長（小林 真一） はい、松木議員のご質問にお答えさせていただきます。えっと、おそらく県の教育長が会見された内容については、人的不足ということで、1マイナスのそこへは1プラスということで、1足す1の話をされておったのかなと思います。実際のところは、1マイナスのところへ向いて0.5。そういった恰好の配置もされております。これは常勤の先生が休まれることにおいて、非常勤の短時間しか配置されない、1対1になかなかない状況があると思います。そのところは、県の方は、おそらく短時間でも人的には配置したので、これは配置したことになるんじゃないかっていうふうなことでおそらく言われておるのかなと思います。県下で1対1にならないところを含めると、もう少し大きな数になるんじゃないかと、それは、私は私見でございますが、思うところであります。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。私もこの不足していることの定義について、あれこれどういふふうに定義すべきだっというつもりは全くありません。問題は現場の、学校現場がですね、学校の先生方が十分にその、充足されて、一人ひとりの子どもさんに対して行き届いた教育が行われて、学習権が補償されるような状況にあるかないか、このことが問題であると思いま

す。教育長さんの会見でもですね、次のように会見でも述べておられます。非常勤講師で埋めることができた定数は欠員としてはカウントしないけれども、学校の分掌、つまり事務分掌のことですね、この学校の分掌や顧問にはなってもらえないので、欠員になった穴が全部埋まるわけではないんだと。つまり授業を担当するだけで、それ以外の子どもさんと関わるいろんな幅広い仕事いっぱいあると思いますけども、そこに関わってもらえないような仕組みもあるということも言われています。ですので、欠員がどれぐらい何人あるのかっていうことを一概に言っても問題の解決にはならないと思います。ただ、私は町内の学校、校長先生に直接お目にかかって実情をお伺いしましたけれども、ある小学校ではですね、年度当初から欠員がもうすでに生じていて、残りの先生方でそれを分担して何とか学校運営しなきゃいけない。それに対しては県の教育委員会にも、もう欠員をなんとか埋めてもらいたいということで、年度末ギリギリまで何度もお願いをしたけども、なかなか実現できなくて、欠員のまま出発したっていうんですね。で、残っている先生方がその欠員の分を分担して仕事をこなしておられたんですが、その中心的に分担を受けてくれた先生が病気になられてお休みになったと。この後を埋めるのが大変で、校長先生が先頭になってですね、とにかくいろんなその人脈を通じて、お二人の方を非常勤の方で来てもらって、ようやく頭数だけは揃ったけれども、先ほど申し上げたような学校分掌とか顧問の仕事などについては就いてもらえませんが、引き続き残った先生方がそういった仕事を分担しているんだということによっておられました。

で、校長先生の本来の仕事は先生方を確保することではないと思いますが、そういうことでもう本当に走り回っておられると、これも学校の教育をなんとか維持するために仕方がないことだということによっておられました。夏休みなどのプールの監督などについては、教育委員会にもお願いをして、教育課の職員さんに出て来てもらって分担もしてもらっているということの状況も切実な問題として、お礼も言われながらですね、話しておられましたけれども、こ

うした状況は現時点でも、失礼、解決されてない深刻な問題だと思います。そして、こうした状況に対して教育委員会、これから、これまでもいろんな対策を講じてこられたと思いますけれども、これからの対策も含めて考えておられることがございましたらご説明お願いしたいと思います。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

**○小林教育長（小林 真一）** 答弁させていただきます。ええと、すみません。

二番目の質問に入られたっていうことでよろしいでしょうか。はい、そういうことで答弁させていただきます。

ご承知のように、義務教育の公立学校につきましては教職員の任命権者は県の教育委員会でございます。当然、三重県の場合は、三重県教育委員会が任命権者ということになっております。そして、この毎年の教員定数の配置につきましては、前年度の3月の下旬、これはまあ、ギリギリになるわけなんです、4月からの児童数、生徒数、そして学級数等が確定してきておりますので、その時点で配置通知が来ます。そして同時にですね、一般教職員。これは正規も非正規も含めてでございますが、3月上旬に内示がございます。講師、非常勤につきましては、登録者名簿ってというのが作成されておりますので、それについてから、色々配置をされてきております。残念ながらこの通知の時点で不足している場合ってというのがございます。私が就任させていただいた昨年度、それと今年度。二か年において、そういうことがございました。なかなか県教育委員会として、不足する先生の所へ常勤の講師を見つけるのが非常に難しいのが現状であります。しかし、子どもの学力、学校教育、それらのために何としても、町教委としては配置をしていただかないかということで、常にその時点から不足する場合は、毎日のように県教育委員会と連絡を取りながら状況の確認をしておるところでございます。それでも県教委としては、なかなかよう先生の配置をできない場合が今年度でございますが、その場合にはなんとか現場の多気町の教育委員会の方でも探してもらえないかっていうふう



な話もございます。私どもは近隣の町や学校現場の先生方に声掛けをして、なんとか協力していただける先生がいなかったということで、もうギリギリの、ギリギリまでそれを行っているのでございます。残念ながら議員言われましたように、今年度につきましては、年度当初から不足する事態となっておるところでございます。そこにつきましては、短時間の非常勤講師で何とか穴埋めをし、残られておる先生方にご負担をかけながら学校運営をしとるのが現状でございます。本当に教員不足っていうのが深刻に、私どもも去年、今年と感じておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** ありがとうございます。学校の先生が不足していることを、その教育委員会とかがあるいは多気町の現場サイドで埋めていくというのは本当に至難の業だと思います。10月の県の教育長の定例会見でも来年度はですね、大学三年生から教職員の採用試験を一次試験は行って卒業年次、四年生の時は二次試験だけで、のにするようなシステムの改善とかですね、いろんな採用から広く、多くの学生さんに採用試験を受けてもらえるような努力もするというようなことも言っておられますけれども、根本は先生方の対応の改善とかですね、あるいは採用の定数の枠を広げていくというようなことが県には求められると思いますが、とりあえず来年度、あるいは現在もそうですけれども先生方の体制をなんとか安定したものにするには、県教委にしっかりと要望を伝えて、なんとか実現できるように頑張っていたきたいということを重ねてお願いをしておきたいと思います。

関連して、学校の先生方にお伺いしたところですね、こうした先生方の不足した状況でも、教育をなんとか充実させるために頑張らなきゃいけないということで要望も言っておられます。一つはですね、学校支援員さん、たくさんの方を配置していただいておりますが、もっと増やしてもらいたいと。非常に現

場では役立って助かっているということは共通して、どこの校長先生も言っておられましたし、共通するのはもっと人数も増やせるようお願いをしたいということでもあります。失礼、先生方の数を増やすことも根本的な解決とはまた違ったやり方ですけれども、非常に有効な手段であるということをおっしゃられました。この学校支援さんの事業について、現状と課題など問題意識ございましたら見解をお伺いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○小林教育長（小林 真一） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

学校支援につきましては、現在、24名の学校支援員が多気町の七つの小中学校で配置しております。このことにつきましては、年々支援を必要とする子どもが増えているように思います。一説によりますと8.8%やということも言われております。しかし、この支援員におきましては、町費で賄いをさせていただいております。多気町の方で雇って、多気町の方から給料を払うという仕組みになります。国の方につきましては、地方財政措置これは交付税で措置をしておるということだそうでございますが、全国で地方財政措置の人数としては確か6万人の支援員を財政措置しとる、6万500やったと思いますが、そのぐらいの数字やったと思います。これを義務教育の児童生徒数で割りますと、これも申し訳ないですけど、確か私の記憶で申し訳ないんですけど、150人に1人、140何人やったと思いますが、の割合になっておるのかなということで計算したことがあります。多気町につきましてはこの24人。確か児童生徒数の数が1200何がしでございますので、多気町においては50数人に1人と。国の基準からいくと、3分の1じゃないです、3倍の配置をしている状況でございます。現場の学校、そして我々教育委員会としても、なんとかこの学校支援員の数は年々多くなりますが、予算の許す限り財政当局と協議をしながら確保していきたい。そして、少しでも先生の負担が減るのであれば、こういった方法も有効になるんじゃないかということで考えています。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 学校支援員さんの仕事というのは、学習支援やいろんな見守りや細かいところまで、その問題のある、その支援を必要とする児童生徒さんに付き添って、きめ細やかな対応をしていただいて、非常に先生方も役立っているということをおっしゃられました。同時にですね、支援員さんたちのご意見を、その学校全体の運営なんかについてどう思うかというような事の見解を言っていただけるということも、学校運営にとって非常にためになるということをお校長先生もおっしゃられましたので、ぜひ財政当局、ここは大きく踏み込んでですね、学校支援員さんを増やしていくことも積極的に検討をお願いしたいと思います。併せて、巡回相談員の事業についてお伺いします。その相談内容と体制がどのように行われているかについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○小林教育長（小林 真一） 巡回指導員につきましては、今現在、子育て支援センターの方に県費負担の教職員で一人在籍させています。小学校籍に籍を置きながら週1.5日支援センターの方に通っている状況でございます。この者につきましては、後のスタッフと共に各小中学校の方を巡回し、いろんな困りごと等、相談に乗り、対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 巡回相談員の制度ですけれども、発達上のいろんな問題を抱えている児童生徒について、それぞれの当該の学校に巡回をして相談に乗るといふ、そういう事業だといふふうに理解しておりますけれども、今教育長

さん言っていたように、小学校に籍を置いた先生が週 1.5 日、小学校の仕事でない仕事に出かけていくわけですので、そうでなくても不足している学校の先生の仕事はその分とられているということになります。この相談事業というのは非常に大事なことだと思いますが、これだけ学校の先生方の体制が不足している状況で、小学校の先生ではないところで、これも大変だと思いますが、確保していくということも併せて検討が必要だということを指摘しておきたいと思います。

次に、第 2 点目の質問に移りますけど、議長よろしいでしょうか？

**○議長（坂井 信久）** はい。

**○5 番（松木 豊年）** 特定健診、がん検診、国民健康保険料について伺いたいと思います。国民健康保険料は 1990 年度の年 6.2 万円から 2020 年度になりますと 9.6 万円というふうに、30 年間で 1 人当たり 1.5 倍の保険料になっております。これが全国的な大きな流れであります。その保険料が 1.5 倍になった大きな原因は、国の補助率が下げられていることによります。また、これからの問題では国民保険の都道府県化によって、さらに保険料が値上げされるのではないかと懸念が寄せられております。医療費を低く抑えるためには、保健予防の分野に力を入れることが効果的と言われております。もちろん、医療費を保険で賄うわけですので、この、医療費をどうやって低く抑えるのか。このことは非常に大事な点だというふうに思います。そこで、特定健診、がん検診の現状と課題、国民健康保険料について質問いたします。

特定健診の受診者、受診率を増やすことは、保険料を低く抑えることに繋がると言われております。ここ数年の多気町での受診者数は 1044 人から 1020 人の間で推移をして、昨年度の受診率は 44.5%となっております。この特定健診の受診者を増やす対策、どのようにやっておられるのか、その内容について伺いたいと思います。

**○議長（坂井 信久）** 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、それでは先ほどのご質問についてお答えさせていただきます。特定健診につきましては、まず周知というのが大事になってきますので、今のところ受診券の配布、それから広報紙、ケーブルテレビであったり、LINE、また医療機関等へのポスターの掲示、また各地域で作っておりますボランティア組織の健康を考える会。この地域で活動されているなかで、地域のイベントでのPR。また、初めて健診の対象になれる40歳到達者への電話での勧奨。また、病院での周知を、医師会を通じて行っているようなところがございます。それから、この特定健診に関しましては、自己負担というのが発生しますが、これにつきましても国保の方では完全無料化というふうな方策をとっております。そして、集団健診につきましては、がん検診と同時に受診ができるような機会を設定しているというようなところがございます。その他に、特に健診の受診率が引きあがっている効果があったと思われる事業について、少し紹介させていただきます。特定健診の受診率向上対策事業というものを近年行っております。受診率を過去3か年以内に特定健診受診歴のある方につきましては、受診時の質問事項の回答と心理的特性、やり抜く力等をAIにより分析し、特定健診の結果から4つのグループに分類しています。特定健診受診歴のない方につきましては、生活習慣病の通院歴有無と国保の加入タイミングから3つのグループに分け、分類したグループには、その行動特性に応じた効果的なイラスト、また効果的な文言の勧奨通知を送るようにしております。これらにより、令和4年度では受診離脱者の復帰であったり、新規の掘り起こしができた層も一定数確認されております。この他にも、国保とか特定健診、国保の特定健診以外にですね、人間ドックを受診された方、こういった方にはその受診結果を持ってきていただきますと1万円を上限とする助成金であったり、職場での健診を受けられた方には5000円のクオカードを進呈するなど、インセンティブ事業を行っております。こういったことで受診率は令和2年度と3年度におきましては、県平均を上回るような事が出来ているというような状況です。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） インセンティブ事業等で効果を上げているというご説明ですけれども、特定健診の受診率が県平均よりもその結果、高くなっているということですが、そのことと保険料との関係についているのかと思うんですが、そのことについてちょっとご説明をお願いしますか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、特定健診を受けられて、その結果をもとにですね、メタボの対象者等を把握し、その対象者につきましては早期に特定健康指導というものを実施しているということになります。これによりまして、指導することにより生活習慣病からいろいろな疾病が予防できるというふうに考えておりますので、重症化を防ぐということから医療費の削減につながっているというふうに考え、取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。同様に、がん検診について伺います。がん検診そのものは、死亡率の低下を目的に実施しているわけですが、癌の早期発見、早期治療を進めることで、特定健診と同じように医療費を抑制し、結果的に保険料を低く抑えることに繋がることに効果があると言われております。令和3年度のがん検診の受診率は、国や県を上回ったというふうに説明されておりますが、令和4年度は受診率は減っております。この受診率の減少の原因。これから受診者を増やす、受診率を増やすための対策。今後の課題等について説明をしてください

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（森本 直美）** ただいまの質問にお答えいたします。令和3年のがん検診におきましては、コロナ禍の受診率向上をめざす、また初めて検診を受ける方々が受診しやすい環境を提供したいと考えまして、がん検診のうちの一部、肺がん検診と大腸がん検診を無料として実施いたしました。単年度事業としておりましたので、令和4年度には元に戻し、全がん検診において現在費用の約2割を自己負担として徴収させていただいております。

令和4年度の受診率の減少状況におきましては、無料ではなくなった肺がん・大腸がん検診だけでなく、5種類のがん検診全体が下がっているような現状です。想定される原因といたしましては、町内のコロナ感染状況が影響しているのではないかと考えます。感染者を比べますと、令和3年度の感染者は155名、令和4年度の感染者は3093名町内でありまして、感染が拡大したなかでは、検診現場におきましても、本人の感染の有無確認だけではなく、同居家族を含め、周りに感染者がいないことを確認した上での検診となっておりますので、検診のタイミングが合わなかった方もあったのではないかとということが想定されます。

今後の対策といたしまして、国は受診率の目標60%としており、今後も受診率を上げていきたいと考えております。特定健診との同時実施や集団健診の休日開催、検診機関の延長等を工夫をしておりますが、残念ながらなかなか受診率は大きくは上がってきません。以前より課題といたしましては、がん検診の対象となっている年齢の若年から壮年期にかけて、働き盛りの方の受診率が低い傾向にあります。コロナ感染症の影響もあり、分析が難しい状況ですが、今年度は三重県が実施するがん検診受診率分析事業に申し込みをしまして、現在分析にとりかかったところです。今後、分析結果を確認した上で受診者を増やすための課題を明確にし、対策を講じていきたいと考えます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** 県の分析事業に参加して、より詳細な分析を経て対策を講じるということではありますが、私はあの単年度事業で行われた肺がん和大腸がんの検診の自己負担をなしにするこの事業ですね、これは先ほどご説明ありましたが、やはり自己負担をなしにしたことで、それぞれの5種類のがん検診、令和3年度から4年度で下がっておりますけれども、下がり具合がですね、胃がん・大腸がんは1.7%、1.8%減少していますけれど、あ、失礼。肺がん、大腸がん、この無料にした分ですね、1.7、1.8との減少幅が大きいです。胃がんはわずか0.1です。で、乳がん・子宮がんも0.4、0.3ですので、一桁違うんですね。同じように国民健康保険加入者の受診率について調べていただいておりますが、胃がんも令和3年4年では変化なし、肺がん・大腸がんでは1.0、1.3%の減少。乳がんについては0.3%増えておりますけれども、子宮頸がんが2.5%下がっている。ちょっと婦人科関係のところではちょっと違う傾向が出ておりますが、やはり経済的な負担がなくて気軽に受けられるということはがん検診の受診を促進する大きな要因になると考えられますので、これらの事も含めて分析を重ねて有効な対策を講じていただきたいということを強く申し上げて、次の質問に移ります。

国民健康保険料の経年的推移、先ほど30年では全国的に1.5倍に上がったということの説明は冒頭で申し上げましたけれども、町内ではどうなっているのか、その内容について、これからの国民健康保険の課題について併せて説明をお願いしたいと思います。

**○議長（坂井 信久）** あと残りは約20分ですので、よろしくお願ひしたいと思ひいます。答弁を求めます。

高山町民環境課長。

**○町民環境課長（高山 幸夫）** それでは国民健康保険の経年的推移と今後の課題についてお答えさせていただきます。平成30年に三重県が各市町の財政運営を担うようになった際に国民健康保険の運営方針というものが示されました。



その中に、保険料の段階的な統一をめざすとされており。その考え方につきましては、県内のどの地域に住んでいても所得水準、世帯構成が同じであれば、保険料また保険税についても同じであることをめざすものでございました。この運営方針につきましては、この令和5年度の期間中に見直しが行われる予定でございます。その運営方針の中で、令和11年度末までには県内の保険料について統一していくというような考えで、その方式につきまして所得割、均等割、平等割の3方式という方式になる予定でございます。

多気町につきましては、平成30年度以降、5回の保険料の料金改定を行ってきております。今年度につきましては、資産割をなくし、3方式へと移行したところでございます。この間、一人あたりの保険料は平成30年には93,117円であったものが、令和5年度では88,935円という形で引き下げをしてきてございます。率にして、4.5%削減した形となっております。また、平均的な年間所得で申し上げますと、48万円の64歳夫婦、2人世帯の場合をみますと、年間保険料は38,800円から3,700円ほど減少し、率にして9.5%下がっております。保険料の推移につきましては、以上でございます。

また、今後の課題といたしましては、現在コロナ禍による受診控えの傾向が続いてきておりましたが、昨年度後半から今年度にかけては平常に、平均的な通常に戻りつつあり、積極的な受診傾向があると見受けられます。医療費もそれに伴い増加傾向にあり、保険給付費が増加し続ければ、財源となる保険料の引き上げも必要となってくることとなります。今後は被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化のため、保健事業を充実させることが重要な課題と考えております。

以上でございます

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** ありがとうございます。多気町ではここ数年のところ、振り返ってみてもですね、保険料の引き下げの努力がされているというこ

とは、この近隣の市町と比較してもですね、非常に秀でていているというふうに私は考えております。先ほど、がん検診や特定健診の受診者を増やす努力をなされているということなども相まって医療費を増やさない努力っていうのを引き続き求めていきたいと思えます。

これに関わって、一点だけ申し上げたいと思えます。給与所得で年間で400万。4人家族で、小学生以上の子どもさんがお2人おられる場合の土地家屋を持っていない世帯での保険料について試算をしていただきましたけれども、35万9,100円です、年間で。別の保険で、協会けんぽ、中小企業などにお勤めの方が入っておられる、サラリーマンの方が入っておられる協会けんぽというのがございますが、この保険料を調べてみましたら164,800円ほどです。この協会けんぽの2.2倍の保険料が、この年収で400万のおうちの方の場合には発生するという状況であります。64歳夫婦で所得48万の方の場合には保険料が低く抑えられていますが、働き盛りで子どもさんを、小学生以上の子どもさんお2人以上抱えられているご家庭では保険料がかなり大きな負担になってしまうというのが、今の制度上の欠陥でございます。国は、世論と運動に押されて、就学前の子どもさんの均等割の半額の免除を実施するようになりましたけれども、まだ根本的な解決にはなっておりません。引き続き、この問題、均等割をなくすような制度が求められていると思えますので、これについても引き続き、こうした運動を強めていくということをお話しておきたいと思えます。

最後に、次の質問に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

**○議長（坂井 信久）** はい。

**○5番（松木 豊年）** 町民の皆さんが気軽にスポーツを楽しみ、健康を維持していく上で、公共の体育施設が果たす役割は非常に大きいものがあると思えます。コロナ禍を経て、体育施設の利用状況がどうなっているのか、これらの課題について質問をいたします。

まず、コロナ禍及び利用料の改定などがこうした体育施設の利用者数に影響しているのかどうか見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。コロナ禍以前の令和元年度と昨年度の社会体育施設全体の利用者数を比較をいたしますと、元年度 71,533 人と比較し、4 年度は 49,472 人で 22,061 人。約 30%の減となっております。これについては、コロナ感染症の影響だと考えております。利用料変更の影響はと考えると、料金変更前の令和 3 年度は 54,305 人で 4 年度は、については 4,833 人の減と。約 9%減となっておりますが、多気中学校のテニスコート、中学校が完成して、テニスコートが完成しましたので、それによるクラブ活動がですね、行われなくなったということが大きく影響していると考えられまして、利用料変更による影響はほぼないと考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。松木議員。

○5 番（松木 豊年） 今の利用者数の変化ですけれども、コロナ禍の問題ということで指摘されました。説明ありましたけれども、後段の説明で多気スポーツ公園のテニスコートの利用者数が 14,000、13,000、13,000 というふうに 1 万を超えておりますけれども、これは中学校の部活動とかで利用されていることが反映していると思いますので、差し引きで言いますと約 1 万位はそのコロナの問題とは関係ない数字だというふうに解釈した方が妥当ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） 議員おっしゃるとおりでございます、ほぼ中学校のですね、クラブ活動が影響しているというふうには考えております。

○議長（坂井 信久） 残り 10 分ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

はい、松木議員。

○5番（松木 豊年） そうしますと、あまりコロナ禍の影響もそんなに大きく、利用者数に影響がそんなに大きくなかったというふうにも言えるんじゃないでしょうか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） ただ、トレーニングセンターですね、特にあの室内スポーツにつきましてはですね、その影響が大きく出ている。トレーニングセンターについて、約1万人程減少しているのは、ここは原因があるのではないかというふうには考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。あの、総数だけで比較をすると、なかなか分かりづらい面があるかと思います。確かに、屋内と屋外ではあの先日全協でマウンテンバイクの利用者数のことが説明がありましたけれども、逆に増えてたっていうことの説明でしたので、そこでもう一つ立ち入って伺いたいと思います。勢和体育館は、令和1年では3,063人から令和4年度で1,301人と、42%ぐらいに減っておりますが、一方で勢和東体育館は4,363人から5,128人と117%の伸びになっておりますけども、これはどういう、その理由で減ったり増えたりしている違いがあるんですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） ええと、これ、私の記憶でございますが、令和元年度時点ですね、勢和の体育館につきましては、主に使っている団体さんが3団体あったと思います。それが現在ですね、もうほぼ週に一団体しか使っていないという、そういう現状があると思います。逆に、勢和東体育館につきましてはですね、団体さんが一部増えているのと、それからその団体の構成員の数が多少増えているのが原因ではないかというふうに考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） もう一つ、勢和台のスポーツセンターのテニスコートについてですけれども、申し込みの仕方や、あるいは鍵の管理のシステム、鍵を管理していただいていたお近くに、の方が、おやめになられたということで、ちょっと利用者の中から改善を求めるような要望が出されておりますけれども、これについては特段、対策などをお考え、検討されている、まさしく。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

遠教育課長。

○教育課長（遠 武彦） 議員ご指摘の部分につきましてはですね、ご存知のとおり、その現地でっていうか色太区で予約を受付をしていただいた方がですね、できなくなったということがございまして、代替りのそういう方をですね、探してはいたんですが、なかなか休日等にですね、その鍵管理等、それから電話受付等していただくような方、なかなかないということもございまして、今現在は体育協会の事務所の方で受付をさせていただいております。これについてはですね。そういうお声があるのはですね、存じ上げておりますので引き続きですね、現地で対策が出来るような方法もですね、今後検討していくということは考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 申し込みの仕方などについてもですね。あの体育協会の事務局まで直接来なくても、電話、その他で申し込みは誰でもできるようにするとか、あるいは誰でもというふういきなり難しければ、あらかじめ登録している人については電話で申し込みできるとか、そのへんの使いやすさ、誰もが気軽にできるようなやり方をですね、委託をしている、業務委託をしているスポーツ協会さんとよく協議をしてですね、こうした誰もが気軽にスポーツを楽しめる、そういった環境づくりに力を入れていくことを強くお願いしたい

と思いますが、最後に。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） あのご指摘のとおりですね、現在、施設の予約につきましては対面方式となっております。ただ、利用者の利便性の向上を考えるとですね、先ほど言っていたようにですね、例えばインターネット等で利用してですね、予約ができるような体制を整えてはいかななくてはならないというふうには考えております。現在、来年度導入に向けてですね、文化会館の施設予約をネット上でできるような方法も考えておりますので、それに併せて体育施設の方も考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 以上で終わります。

○議長（坂井 信久） 以上で、松木議員の一般質問を終わります。ここで休憩をとりたいと思います。再開につきましては、前の時計で10時13分ほどの時間に再開をしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

（ 10時03分 ）

（ 10時13分 ）

（3番 木戸口 勉幸 議員）

○議長（坂井 信久） 定刻になりましたので2番目の質問者、木戸口議員の質問に入ります。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 3番、木戸口です。一般質問をさせていただきます。

私はいずれも一問一答方式で質問をさせていただきます。3点の通告をいたしております。1つはふるさと村花とふれあい動物園大規模改修について。次に、ふるさと村管理運営についてでございます。3つ目としまして、肥料価格高騰対策に対する支援について。以上、3点を質問させていただきます。

ふるさと村花とふれあい動物園は、来年の開園に向け、着々と工事が進められております。11月に当工事に関する全員協議会がありまして、変更追加工事の説明があったところでございます。そこで、2点お伺いをいたします。1点目ですが、スロープデッキについて。この工事内容は大きな費用がかかる行為であるが、なぜスロープデッキが必要なのか。その工法について充分協議をしたのか。なぜ園の中、中心になってきたのかについてであります。まず1点目としまして、なぜスロープデッキが必要なのかについてお伺いをいたします。

○議長（坂井 信久） 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） ただいまの質問でございますが、今年度の花と動物ふれあい広場の大規模改修工事では、動物園全体を改修するのではなく、現在飼育されております動物達の種類や頭数、状況、また費用面では工事費や今後の維持管理費のことも考えた上で、動物園の観覧エリアを従来から大きく縮小することを前提とし改修を実施しております。

昨年度までの施設は、入園後、施設内を反時計回りに周遊通路を登りながら観覧するスタイルでございました。今回、改修後は、観覧者の入るエリアを縮小し、園内中央部を中心としたコンパクトな動物園にすることから、観覧者の動線を新たに作る必要がございました。新しくできるエントランス棟から園内中央の芝生広場、既存のふわふわルームエリアとこちらも今後新しく整備する丘の上の放牧エリアを結ぶ動線として、スロープデッキを設置する運びとなりました。園内の動線を確保するためにも、スロープデッキを園内の中央に設置する運びとなっております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 今回、改修後の展示エリアということで、11月20日のですね、全協資料をここへ使用させてもらっております。これをご覧いただきたいと思いますが、いわゆるここへ紹介してありますが、これに基づきまして、質問させていただいているところでございます。

まあ、園の中心ということで、色々お話があったわけではありますが、まずふれあい広場がですね、ここに書かれておりますのと改修前とこうありまして、これにつきましてはふれあい広場が要するにスロープデッキがここになかったわけでありまして、ここで持ってくることによって、ふれあい広場が縮小されたというふうに私は思っております。更に、ふれあい広場はですね、「花と」ということが冒頭にありますように、花と動物のふれあいでありまして、花が当然このエリアに、ゾーンの中には花が提示されやなあかんというふうに私は思っております。変更前と変更後こう見てみますと、変更の前はですね、花がちょっと位置づけにされとった感じがあるんですが、改修後の展示エリアっていうのを見せてもらっておりますと、これがなくなっております。これは全協等でこういうことを言っておりますと、またかなり時間がかかりますんで、これは省略をして、私の一時間与えてもらった場ですね、聞きたいというのが、もともとそういう考えでございましたので、今日に至りました。まず、そしたら花という部分、花と触れ合うという部分は何も変わっていないかどうか。で、花と動物ということで、花が頭にきてますんで、他の人は花も期待をしながら見に来るといこともございます。それが、このスロープデッキが真ん中にドーンありますんで、スロープデッキが一応重点的な役割を果たしてくるなかでですね、花はどうするのかというのが私の疑問でありますんで、今後、花はずっと考えてやっていくんだということならそれでいいんですが、その辺を少し、少しっていうんですか、質問させてもらって、その説明を受けたいと思います。



○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） スロープデッキにつきましては、現在のふるさと村の中では、中央部の法面のところに対して、デッキを立ち上げて設置する予定でございます。よって、現在、花につきましてはなんですが、スロープデッキから、スロープデッキを設置することによって、花を設置する面積が減ったことはございません。

また、スロープデッキを設置する法面につきましては、やぎなどの動物の放牧を今後考えている状況でございます。花と動物ふれあい広場という名前でございますが、中心となりますのは、今後は動物とのふれあいということを考えてございます。花につきましても、もちろん園内には設置していく予定でございますが、動物とのふれあいを中心とした運営に切り替えていきたいと考えております。

以上でございます

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 花、それなりにこう考えていただくということで了解をいたしました。それからですね、スロープデッキについて、質問させてもらっとるわけでございますんで、スロープデッキのですね、要するにこう色々変更前と変更後とこう、色々書かれた図面等も提示をされておりますが、スロープデッキのですね、要するにバリアフリーはどのように考えられたのか。変更前も変更後も多分バリアフリーについては同様の考え方で設計をされとるといふふうに解釈をいたしておりますが、そのへんについて次にも入ってくるかもわかりませんが、バリアフリーについての考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） スロープデッキのバリアフリーについての考えで

ございますが、まず後方につきましては、こちら、狭いエリアの中で非常に高低差がある施設でございます。園内には小さなお子様や家族連れの来園も見込まれますので、幅員や設置範囲のことも考え、斜面法面に登坂道路を作る方法ではございませんでして、費用はかかりますがスロープデッキという新たな構築物を設置することで、利用者の方が高低のある施設内の移動をスムーズにできるように考えてございます。

ただ、バリアフリー自体は4%未満というような基準がございますが、こちらの施設なんですけど、非常に高低差のある山間部の施設ですので、山自体を削ることなどはできませんので、こういった4%の高低を超える設置となりますが、こちらにつきましては家族連れの来園の方もございますので、こういったスロープ折り返しのあるスロープによって高低差のある園内エントランス棟及び放牧広場を結びたいと考えてございます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** この図面等で分かりにくいんですが、スロープデッキをですね、登っていく一番きつい斜面っていうんですか。きつくなったり、よくなったり当然するわけですが、そのきついところはいわゆるパーセン的にはパーセントですな、いわゆる勾配ですわ。そのパーセントはどれくらいに、一番きつくても、きつい所はどのくらいになるわけですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

**○企画調整課長（宗林 孝）** 先ほどのご質問でございますが、一番高低のあるところでございますが、スロープデッキで7.9%でございます。4%は超えておりますが、8%未満に抑えるように今回設計の方はしている次第でございます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 8%少しでも切るということで8%ということに近いわけですが、それなら了解をさせていただきたいと思います。ベビーカーとかも押し車等もですね、何とかいけるんじゃないかというふうに私は解釈をいたしておりました。おりますので、そういうことで分かりましたので了解をいたします。

それから、スロープデッキの構造が示されておりませんが、構造はどのような構造でですね、スロープデッキを作られるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） 先ほどのご質問でございますが、スロープデッキの構造ですが、躯体はアルミ合金でございます。また、床につきましては木材合板を使う予定でございます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） どうしても、ものを作りますと、いわゆる次にメンテ等ですね、年数がきますとまたお金がかかるということも考えられるわけですが、今説明のあった、いわゆるもので作りますと、ほとんどそんなに手入れはいらんのかなと思います。手入れなしに15年になり、20年なりもつものかどうかその辺はいかがですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） 先ほどのご質問ですが、メンテナンスなしということはこちらのスロープデッキですが、施設内の上下を結ぶ非常な、非常に重要な構築物でございますので、メンテをしながら、安全に運用できるように活

用していきたいと考えてございます。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** 町長、町長にお伺いします。これ3回協議するなかで、全協で色々町長には直接聞いたことがございませんが、このスロープデッキはですね、総額5200万というお金がかかるわけでありまして。当初はそんなお金じゃなかったんですが、1500万ほど追加になって、これは延長的になったり、色々考えられた挙句ですね、場所も変わって、勾配等も若干変わったなということで延長が増えると、増えますと、いわゆるそんだけ公費がかかるわけでありまして、町長はですね、在職中っていうんですか、技術職、いわゆる技術屋で役場へ入職されまして、一番大きな、私も同時期でありましたので記憶があるわけですが、五桂線の広域道路手がけられて見事設計も携わって現場監理もされたということをおぼえております。そんななかでですね、その、こんだけお金がかかって、これを延長、どんだけあるのか知りませんが、単純に言われましても、メーター辺りすごいお金がかかるわけですね。これのと、いわゆる土木工事と比べても、当然いわゆる公園作るものでありますから、お金はほら、いわゆるどこで、いわゆるコンクリート工事じゃないんで、結構お金は既製品を使いながらやって、そいで基礎は基礎でかかりますし、お金かかるのは承知をしておりますが、このお金のかかる工事ということでございまして、当然少しでもお金を抑えるというのが非常に大事なことでありますんで、町長はこのスロープデッキについてですね、決定をしたというのがどういう考えで是非必要なんやっていうことを最終的には町長の考えですので、こら辺を町長はどういうふうな判断で、これを、スロープデッキを設置したのかなというふうに思いますんで、これをお聞かせいただきたいと思っております。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

久保町長。

**○町長（久保 行男）** 木戸口議員もおっしゃられたように、自分の頭の中に描きだすとかなり高額な金額がかかっております。これ、議会の皆さんも同じ思いで一度、二度の説明でもなかなか理解してもらえなかった部分もあったかと思えます。確かにパッと動物園へ入って、真正面にそのスロープデッキがありますので、これ、設計前はもう少しジグザグの部分が多かったんです。これ、もう少しシンプルにしたと。その分、手法の部分、サポートする部分の分が結構お金がかかったんで、今回かなり高額になったと思えます。今回、担当の方も全協のなかで説明させていただいたように、これをメインにするんだと。で、動物がスロープデッキの下を行き来できるのを、これを目の当たりに見えるんやとこういう説明も受けて、私の方もじゃあこれでいこうということをお願いしましたんで、今後は後の維持管理を確かにイニシャルコスト、ボンとかかったんですけど、後の維持管理がランニングコストがかからない取り組みもしながら、今回進めていきたいと思うので、ご理解をいただければと思います。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** 協議のなかで、町長が最終判断でこれがまず必要だということでございますので、よく分かったわけでございます、分かりました。そんなことで、1番については縷々お聞きをしたんですが、次に入りたいと思います。

いわゆる1番の内の2点目でございますが、新しくできる動物園に隣接をする旧動物園がそのまま残るということになるわけでありましたが、これはどういった形で残すのか。どういった利用をしていくのか。動物はどのような状態、っていうのはこの残った分ですな、このエリアがこう示されましたんですが、示しておりますが、これの赤の斜線の部分が約半分近くがですね、残るわけなんです。

で、これはいわゆる新しい動物園としては活用しないわけですが、この残っ

た分についてのお尋ねしとるわけであります。どのような状態なのか、さらに先ではですね、これはどのような形でずっと、いわゆる続けていくのか。当然、そのままですとずっといくわけにはいきませんので、もうなしにするのか、またお金をかけるんかっていうこともまた出てくるわけですがその辺が大きなエリアゾーンとして残っておりますので、これをどういような考えで、先で考えると言ったらそれまでですが、今でもその考えは基本的な考えですんであるのかと思いますので、お伺いしたいと思います。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

**○企画調整課長（宗林 孝）** 先ほどのご質問でございますが、開園、再開後でございますが、観覧対象外とするエリア、先ほど画面で投影していただいております映像の赤色のエリアでございますが、こちらについては観覧者の入場をお断りする看板、柵などを設ける予定で観覧者が入らないエリアでございます。ただ、目隠し壁の設置や即時の解体までは現時点では予定はしてございません。ほとんどの動物は改修後のエリアに移りますが、残っている檻などについては鳥など感染症対策の観点から動物園再開の際は展示を見送る予定の動物や病気の動物、また観覧動物たちにおいても飼育や療養のための今後のバックヤードとして引き続き活用して行く予定でございます。

また、このエリアについては、現在では、町としては新たな投資を行ない、改修して行く予定はございませんが、観覧者の今後の状況を踏まえ、必要であれば改修することも将来は考えていく予定でございます。

一方で、動物園再開後でございますが、維持管理・運営を行っていきます株式会社五桂池ふるさと村がPFI事業として効率的な運営を行うため、自らの資金で改修投資を実施する希望があれば、町と協議の上、決めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** この、いわゆる半分から別のところ、旧の動物園ですが、先ほど説明を受けましたんですけども、現存しとって、そのまましばらくは置いとくんだという動物はどんな動物を予定されておるんか。それとですね、この新旧の仕切りがありますけど、この仕切りはですね、こういった形で仕切りをするのか。例えば、まあ、もう全くいわゆる目隠ししてしまうと圧迫感もありますし、非常におかしな形になって動物園に行ったら大きな塀があって、その塀の向こうはなんやろうということもまた出てきますので、その辺はやっぱりきれいなスマートな形にせなあかんというふうに私も思っとなるわけですが、その辺のどういうふうにするのかを教えてくださいたいと思います。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

**○企画調整課長（宗林 孝）** こちらでございますが、仕切りにつきましては特に壁や目隠しなどはする予定はございません。こちら、これ以上入らないでくださいといった看板や柵などを設ける予定でございます。

また、この赤の観覧できないエリアについてでございますが、現在そこで飼う予定の動物たちにつきましては、インコなどの鳥類などがございます。こちらは鳥インフルエンザの対策のため、観覧者との接触を避けるためでございます。あと、想定しておりますのが、現在猿がいるんですが、そちらも現在こちらのエリアで飼育する予定でございます。

また、病気で療養中のウサギなどがございますが、そちらの病気のウサギたちにつきましてはこの赤のエリアで引き続き治療を行っていきたいと考えております。その他の動物たちにつきましては、今のところ青いそちらの図面、投影された画面でいきますと青いエリアの中の改修後の観覧エリアで観覧及び飼育をしていく予定でございます。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** 前もちらっと出たと思うんですが、ここのいわゆる改修前と改修後、それから改修前のですね、今、説明を受けたところなんですが、これについては、いわゆるもう入ることができない、一般の人が入ることができないという解釈。そしてもう、なんかで閉ざして、まあ迷って、迷うってことはないんですが、入ってしまうということもあろうかと思えますんで、それはもう入れない状態で閉鎖をするという解釈でいいのですか。その辺はいかがですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

**○企画調整課長（宗林 孝）** はい。議員のご指摘のとおり、そちらは入れないように柵などで閉鎖をする予定でございます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** それでは一点目のですね、ふるさと村花とふれあい動物園の大規模改修2点お聞きしたんですがこれは終わりました、次の2つ目のふるさと村管理運営につきまして質問させていただきます。

P F I は民間の資金と活力、技術力を活かし、設計・建設を行い、管理・運営をする、いわばすべて民間で行うものであります。その期間は、令和20年3月31日までというふうに伺っております。15年契約となっております。ふるさと村の農産物直売所、動物園、まごの店、ロジハウス、バーベキューハウスについて、改めまして、改めてP F I 指定管理について説明してください。これは私もP F I につきましては、前任の課長、それから前々任の課長にもお伺いしてきたわけですが、一部ちょっと私の中に残っておりますのはP F I と、それから指定管理が混ざって、こうしとるような感じが受けましたし、全部が全部P F I だということも聞いたような記憶もございますんで、この際ですな、



はっきりとまあ、聞きたいというふうに思います。

というのは、動物園もまあ最後の工事として来年の3月31日で終わりますので、そういったことも含めまして、今申しあげた、細かく申しあげた農産物直売所からですね、バーベキューハウスに至るまで、こう色々施設がございますが、これについてと全体とをお聞きをしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

**○企画調整課長（宗林 孝）** 先ほどのご質問でございますが、こちらのふるさと村につきましては今年度4月に多気町五桂池ふるさと村の管理運営に関する基本協定書、五桂池ふるさと村の整備及び管理運営事業PFI事業に関する事業契約書に基づき、維持管理・運営会社である株式会社ふるさと村と契約を締結し、事業を実施してございます。

そのなかで、管理・運営期間は15年間としてございます。PFI事業についてでございますが、議員のご質問のなかでお話があったように、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより公共施設整備、維持管理、事業提案、利用料金による費用回収と収入獲得を公共サービスにおいて実施していく事業でございます。

そのなかで、ご質問のうち、ふるさと村の農産物直売所と花と動物ふれあい広場、動物園でございますが、あと、まごの店、ロジハウスのうち、令和3年度に交付金により整備した3棟、またご質問にはございませんでしたが、令和4年度に整備した農林漁業体験・研修交流施設、今年度4月からオープンしたところでございますが、などについての所有権は多気町にございます。維持管理のためなどの大規模な改修や修繕などは管理者である町の負担で行うことになり、その点は町が他の施設で行っております指定管理委託契約と同様でございます。

ただ、維持管理上必要な軽微な修繕などは管理者である(株)ふるさと村が行う

こととなります。ただ、これらの施設の所有権は多気町でございますが、維持管理・運営会社の株式会社ふるさと村とはP F I 事業、先ほどの施設が含まれるふるさと村全体において実施できる契約を結んでございます。先ほどの指定管理の施設、農産物直売所からまごの店、ログジハウスでございますが、こちらを効果的な運営を行うため、株式会社ふるさと村の負担による大規模な改修といった投資や自由提案事業のための投資を行うことにつきましては、役場と協議のうえ可能となっております。その点が指定管理とP F I 事業を併用している点の大きな特徴でございます。

なお、ログジハウスのうち令和3年度整備分を除く17棟及びバーベキューハウスにつきましては、令和4年度末に普通財産に移行したのち株式会社ふるさと村へ施設を一旦譲渡してございます。これらの施設については、P F I 事業として管理運営期間の15年間は大規模改修や修繕を含めた投資及び収益事業は運営会社の負担により行われてまいります。今年度につきましてはログジの改修を実施し、現在実施しております集客力の増加をめざしているような状況でございます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** 非常にスラスラと長くこう説明を受けたんですが、書くこともできませんし、頭にも残っていませんので、まあ答弁書っていうんですか。答弁を私の質問ですんで、また色々と解析をして、それからこういうことを言われたってことも充分認識をしたいなというふうに思うところでございます。まあ、あの、今言ったことで、言われたことで、非常に細かく説明を受けましたので、良く理解をさせていただきました。そんななかでですね、P F I とまあ、非常に端的にいうとですね、P F I と指定管理がこうあるわけですが、私の解釈ではP F I は当然、20年3月31日の15年間であります。指定管理についてですね、指定管理も新たに15年間でないとならばP F I はこう、うま

くいかなかったという事も少し伺ったような気もありますんで、今セット  
ですね、15年間のいわゆるPFI、それから15年間の指定管理ということ  
になっておるんかどうか教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） 先ほどのご質問でございますが、PFI事業、指  
定管理の指定につきましても15年間となっております。指定管理の指定に  
つきましては、今年度3月の定例会におきまして株式会社ふるさと村の指定の、  
指定管理の期間、令和5年4月1日から令和20年3月31日までということで  
議案の方、上程させていただいております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） PFI、指定管理、そういうことですね。そうすると、  
15年間ですんで、すごくもう長い年月になるわけです。まあ、普通はまあ3年  
とか5年とかがあるわけですが、まあ、ここにお見えの方はもう15年後って  
いとなかなか存在するだけでも、まあ難しいような状況に私も含めてなるわけ  
ですが、その15年間の間にですね。これはもうどんな事があってもPFI指定  
管理は変更も契約の変更、契約の変更ですな、っていうことは途中で見直して、  
もう15年が、5年、まあ15年のなかの半ばで7.8年経ったとか10年経った  
段階で色んなことが出てきて、それが解除されるということも有り得るわけな  
んか、もう15年間というふうに契約しておる以上は15年間何があっても15年  
間もう、PFIも指定管理も続くんか、そのへんはどうですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） 先ほどのご質問でございますが、15年間非常に長  
期の期間でございます。不測の事態などもございますので、その際は多気町と

指定管理者、P F I 事業者との協議によって変更などは考えていく次第でございます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** 15年間のわかりやすい話、5、6年ですと、誰でも、基本も、新しいし、するんですが、もう15年近くなって10年を超えてきたという状況がまあおそらく出てくる可能性もあるわけですが、その時になりますともう、いわゆる人も変わってですね、そのへんがはっきりしないということなんですが、その辺のいわゆる条項の中にですね、いかされて書き物として残って、いわゆるそれを見たらそういうことであってということが、まあ言い伝えではあきませんので、なくて、ちゃんとその指定管理なりP F Iが変更になりできるようになってる契約の内容になつとるわけですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

**○企画調整課長（宗林 孝）** こちらの15年間の内容につきましては、多気町五桂池ふるさと村の管理運営に関する基本協定書で、多気町と株式会社ふるさと村が条文を定めまして基本協定書を締結し、その中で15年間や毎年の年度につきまして定めている次第でございます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** まあ、ほとんどがもう指定管理ということで範疇になるわけですが、次に指定管理のお金の払い方なんですが、まあ普通よく出てくるのが債務負担行為として出てくるわけですが、15年間の債務負担の行為を組むってことはありえやんことやと思いますんで、まあそんなことはないだろうなと思うんですが、どういった形でいわゆる指定管理料というのが出

てくるのか、発生してくるのか、もう極めてゼロに近い状態で指定管理料は払わないということでしたらまあそのへんはいいわけですが、そのお金の面についての指定管理料についてどういう考え方なんかを教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） ふるさと村の指定管理料につきましては、年度間の協定書によって定めてございます。令和5年度につきましては、負担金につきましては発生しない状況で、年度間協定を結んでいるような状況でございます。協定書は今後でございますが、毎年結んでおりまして、その申し出変更の際には双方で協議することとなっております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 今の答弁ですと、当面は指定管理料は伴わない、払わないというように聞こえたんですが、指定管理料の発生はしてこないということとで解釈してよろしいですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） 管理料につきましては、管理者側からの申し出がございましたら多気町も協議をすることとなっております。それにつきましては他の指定管理施設と同様でございます。管理料につきましては今後必ずしも0円で行うというような文面はございませんので、そちらにつきましてはこちらの公募の時の経過もございますので、それらを十分踏まえた上で、申し出がもしあった場合ですが、協議の方は行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** そうしますと、一番お金が動きます動物園について伺いしますが、動物園は、私は当初は自分の解釈ではPFIかなというふうに思ってたんですが、これは当然まあ、多気町がですね、いわゆる公募事業のなかで補助を受けながら、変更後、3億9000万円余のすな、契約をして予算をみて契約をして、ほいで、そのお金を支払って、そいでまあ使用权は当然まことながら多気町にあるということであります。まあ、そういうことを前提にですね、しますと指定管理料、指定管理となりますと指定管理料が伴うわけですが、動物園の入場料等々が入ってくるわけでした、その入場料はおそらくや町と協議の上、決めやんととんでもない高かったり、とんでもなく安かったりというわけにもいきませんので適切な価格というようになりますと協議の上ということになるわけですが、その指定管理料がいわゆる土台にありますんで、あ、指定管理料でなくて入場料が。そうすると指定管理料はもうその点、それで賄うということになって、それでまあ当然それについては町側としては指定管理料については要らないんだということだと思うわけですが、そういうことでもいいわけですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

**○企画調整課長（宗林 孝）** 来年度の動物園の運営につきましては、指定管理料につきましては、双方協議の上決めることとなっておりますが、現在の段階では想定はしているような状況ではございません。改修した動物園のなかでの入場料収入で運営をしていただくことを前提に、今話を進めている次第ではございますが、また年度間協定につきましてはこれからの締結となってございます。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。後20分程ですのでよろしく申し上げます。

**○3番（木戸口 勉幸）** くどいようですけども、そうすると課長の答弁、本当

に非常に分かりやすいんですが、私の解釈ではその、年度内協議、またおって、その協議のあるときは協議する、必要な時は。そうするとまあ、協議をしてくれと言って、こういう状態なんだっていうときは、協議の結果、指定管理料を、が発生してくると。払うことができます。そういうことの解釈をしたんですが、それでいいわけですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） はい、先ほどのご質問ですが、議員ご指摘のとおり  
の状況でございます。申し出がございましたら、役場としても協議には応じる  
必要がございますので、こちらは他の指定管理施設と同様でございます。そ  
のなかで、十分協議した上で指定管理料の値段変更がありましたら協議してい  
きたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） そうしますと、ロジハウスとバーベキューハウスに  
ついてですが、これについては全くもう離れておまして、PFIということ  
ですんで、将来共にこれは指定管理料が出てくるということはもう、まず発生  
しないという解釈でいいわけですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） はい。ロジハウス、補助金で建てなかったロッ  
ジハウス 17 棟とバーベキューハウスにつきましては、すでに所有権が一旦、株  
式会社五桂池ふるさと村へ移ってございます。これにつきましては投資及び収  
益の回収も含めまして、全てPFI事業として株式会社ふるさと村の負担で行  
っていただく施設でございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** 所有権が株式会社ふるさと村へ移ったということ、そうだろうなと思います。そうしますと、またそれについてもう1点聞かせてもらいたいんですが、土地は多気町の上にロジハウスとバーベキューハウスが建つとるわけですが、建物の所有権はいわゆる株式会社ふるさと村のものだということですね。そうすると、土地は多気町なのか。土地もいわゆる普通財産として、いわゆる分筆して筆界を設けてですね、これがもう別になって全くこれは何の権限も多気町としてはもうなくなつとるのか、なくなるのか、そのへんはどうですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

**○企画調整課長（宗林 孝）** こちらのロジ及びバーベキューハウスの土地でございますが、土地につきましては指定管理の中に含まれております行政財産でございます。所有権は多気町でございます。ただ、ロジ・バーベキューハウスにつきましても、先程こちら少し話しましたが、一旦株式会社ふるさと村へ譲渡し所有権が移っておりますが、15年間経過後の令和20年3月31日になりましたら、こちらの所有権につきましては多気町に返していただくか、またその施設について取り壊しとか更地にするなどのいった措置をその年度末に協議することとなっておりますので、その際、場合によっては多気町に戻ってくる場合もございますし、老朽化した場合につきましては取り壊しの可能性もございます。それにつきましては、指定管理終了期間に協議することとなっております。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** はい、よくわかりました。そうすると、土地については、もう先々、ずっと先まで多気町で動くことはない、全般ですね、ふるさと村全部の土地、底地は多気町のもんだという解釈に間違いはないですか。あの、それでいいわけですね。



○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） 現在、多気町名義となっている土地につきましてはそのまま所有権、多気町のままでいく予定でございます。ただ、一部駐車場などで借地を借りている土地はございますが、そちらにつきましては多気町名義でございますので、それにつきましては今後の動向は現在のところ未定でございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） はい、細かいところまで聞かしていただきまして、また色々と答弁書を見せて、答弁書っていうんですか、今日の答弁の内容をまた精査させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、長々と聞かせてもらったんですが、最後のですね、肥料価格高騰対策に対する支援につきましてお聞きをしたいと思います。

昨年、多気町は肥料の高騰対策として、農家に対しまして肥料は、肥料購入費に補助事業を実施をしたところでございます。昨年来からの肥料価格の高騰を踏まえ、生産コストを下げ、農業経営を少しでも緩和するという意味から昨年に引き続き令和6年度においても肥料購入費の助成事業を実施をしてもらいたいというふうに考えるところでございます。当局の見解をお伺いをいたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） ただいまのご質問にお答えいたします。昨年から肥料価格の高騰に対しましては、4年秋に施用された肥料から価格高騰分を国、県、町で助成したものでございます。また、この取組みには化学肥料の2割削減が義務付けられ、今後の肥料原材料の国際価格変動に影響を受けづらい生産

体制の確立が見込まれるところでございます。肥料価格の高騰につきましては、一時期に比べますと低調となり、本年秋肥の全農の卸売価格の対前期比でも下落することが公表されております。また、当該事業により化学肥料の使用が低減に向けて一定の成果があったものと考えております。6年度以降、肥料購入費の助成につきましては、国の政策方針を見極め、必要に応じた対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 今、お答えのなかでですね、私は数字的には承知をしていないんですが、肥料が昨年よりも若干は下がるだろうという見通しだということですが、昨年はいわゆる1.7から1.8倍のですね、70%から80%高く、肥料が高止まりしたわけですが、令和6年、一番最近、直近の情報を数字的にどのぐらいに収まるのか分かっていれば教えていただきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） 今、全農のほうで公表しておる肥料の卸売価格でございますけれども、令和5年春肥に比べまして秋肥につきましては約28%の減額となるということで資料が公表されておりますので、これでよろしいかと考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） まあ、農業は以前からですね、大変そのコストがかかるということがあって、そのコストに対していわゆる色んな手立てをしてたわけですが、いわゆるこの去年は肥料そのものが上がってしまったということで、こういう対策が打ち出されて、ほいで国が75%、県が15%、町が10%のいわゆるお金を出しあってですな、それぞれの持分で、それから補助事業を行った

という経緯があるわけですが、県の動向等々も見てということなんですが、去年はいわゆる5年度ですね、5年度でされたのは当初予算は結構大きい額が上がったんですが、実績が相当少なくなっておったということが私も伺っておりますが、予算に対して去年の実績値ですね、最終的にどれくらいで済んだのか。と、それから、そのうちの町費は出た分に対して1割が町負担でありますんで、大体の想像はつくわけですが、昨年度の実績値を聞かせてください。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

**○農林課長（井田 保）** 先ほどのご質問にお答えしたいと思います。5年度、4年度の実績といたしますのは、4年秋肥の購入に対して補助したものでございまして、その後5年春の施肥につきましては、そのまま繰越しまして、5年度新規の予算で計上をさせていただいたところでございます。

まず、4年度の、4年秋肥の町の補助実績でございますが、66万5000円ということで約70万の助成をさせていただいたところでございます。また、この5年春の、5年度の助成につきましては、水稻の春肥も含めまして194万3000円、約200万の助成をさせていただいたところでございます。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。後10分でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** ありがとうございます。そうすると、春肥、いわゆる春肥と秋肥、いわゆる春肥と秋肥ですな、これを足しまして194万何がしということですが、約200万のいわゆる実績値になろうかということで理解したんですが、それでいいわけですね、あの秋肥と春肥、足しまして。ほいでまあ、予算の執行は違うわけですがけれども、あの、いわゆる先に申された66万5000円っていうのが4年。で、194万っていうのが、あ、194万っていうのが全体ですな。そやで、春といわゆる4年と5年足しますと200万と聞いたんですが、

そうすると5年はどんだけになるわけですか、予定は。この194万っていうのは両方と足した額ですやろ、春肥と秋肥と。ほやで、いわゆる去年の秋肥、今年の春肥っていうのは、春肥は5年の実績値になるわけ。両方とでいくらになったんか。手元に通知って貰ったんは、通知で来たのは農家へ直接、電話で連絡きまして。それは結局この合算の額がきたわけですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

**○農林課長（井田 保）** ただ今のご質問にお答えいたします。えっと、66万5000円と申しあげましたのは、4年度の実績でございまして4年秋肥の分でございまして。その後、194万3000円と申しあげましたのは5年度の実績でございまして、別のもので5年春肥の購入に対しまして助成したものでございまして。

また、議員個人の所に届いておるものにつきましては、国・県・町併せまして高騰分の9割を助成しておるものでございまして、町といたしましてはそれの10%分を助成したものでございまして。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** 最後の方は分かるんですけど、その来た分、通知のあった分は国・県・町三者併せて入ってますんやろ。で、ちょっと聞いたんによりますと、町はなんか別みたいだっということなんですけども。ではなしに、先ほど説明されたのは併せて、トータルで通知が来た。で、ずっとそのお金がようするに振り込まれたという解釈でいいわけですね。ちょっと、あの聞かれる人もありますんで、ちょっとそのへんを勘違いするとあきませんので、もうほやで一回で終わりということで、通知のあった額が全額ということでいいわけですか。もう一度お願いします。

**○議長（坂井 信久）** 答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） 現在通知がいつておる分が最終の通知、助成額ということで間違いないかと考えております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） はい、ありがとうございます。そうしますと、冒頭で聞きました6年の見込みなんです、まあ私の解釈ではおそらくまあ、あの肥料高騰っていても全く以前に戻るわけでもないし、いやいや、先ほど説明のありました28%位下がるだろうというのも、前よりはまだ50、60%は高いということになるわけですから、国がせんと県もつきませんし、そうしないとやっぱり町もそれにのっけるといふわけいにいきませんので、国のいわゆる肥料対策、高騰対策の動向ですな。これはまあ、軽率なことはなかなか言えんとは思いますが、去年に続いてあるのかないのか。6年度も見込みとしてはどうなんかっていうことを最後に聞いて終わりたいと思うんですが、そのへんいかがですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） 国の化学肥料低減定着対策につきましては、現在案内があるのが化学肥料の2割低減に向けた取り組みに対して、地域の取り組みに対して助成するよというのがございまして、町といたしましても昨年来から有機農業の定着というものを進めてまいるなかで、化学肥料の低減に対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） はい。まあ、そういうお答えで結構かと思えます。

以上で、3点の質問を終わります。

○議長（坂井 信久） 以上で、木戸口議員の一般質問が終わりました。

ここで、休憩をとりたいと思います。再開につきましては、11時20分から再開をいたします。

(11時09分)

---

(11時20分)

**(7番 深水 美和子 議員)**

○議長（坂井 信久） それでは定刻になりましたので会議を再開をいたします。

3番目の質問者、深水議員の質問に入ります。

深水議員。

○7番（深水 美和子） 7番、深水美和子、一般質問をさせていただきます。  
質問は。

○議長（坂井 信久） ちょっとよろしいか。ちょっと僕、タイミング、言うんを忘れてましたんやけども3番目の質問者に申し上げます。これ、現在の時間が実は11時20分でございます。通告者の持ち時間であります60分を加えますと12時を過ぎますので、申し合わせによりまして、通告の途中であっても状況を判断いたしまして食事休憩を途中で行う場合がございます。ご了承いただきたいと思います。また、場合によっては、12時を過ぎても質問の状況により、引き続き行うこともありますので、ご了解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（坂井 信久） どうぞ。すみません。

○7番（深水 美和子） 7番、深水美和子、一般質問をさせていただきます。  
質問は、一問一答方式です。よろしくお願いたします。質問事項については、多気町の少子化対策について。こちらの方を1点質問させていただきます。

近年少子高齢化に悩まされる日本ですが、今年4月に常にこどもに最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、縦割りの行政の問題解決のためにこども家庭庁が発足しました。そして、政府と

しても次元の異なる少子化対策の試案が今年3月に公表、こども・子育て政策が打ち出されました。若い世代の所得向上、子育て世代への支援、高等教育費の負担軽減など少子化対策のカンフル剤となることが期待され、話題が集まっています。今までも少子化対策は行われてきており、待機児童の大幅減という成果をあげることもできておりましたが、少子化を止めるまでには至らなかったとされています。現在の少子化の大きな原因として、若い世代が結婚・子育てへの将来展望を描けない、子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある。子育ての経済的・精神的不安・負担感や子育て世帯の不公平感が存在すると考えられています。少子化による世代規模の縮小、子どもがいる世帯割合の減少を通じて単独世帯やひとり親と子の世帯の増大等の世帯形成の多様化が進むとともに、児童数や小中学校の統廃合による減少、子どもの社会性発達に関する影響、地域社会の活力の低下など、さまざまな社会影響が今後大きく私たちの生活にも関わってきます。

1つ目の質問です。多気町として少子化対策として取り組みや制度がありますが、以前は子育てに関する担当課がいくつかにわかれておりましたが、今年度こども課が新しく新設され、一元化されることにより、より良い行政サービスにつながっていると考えております。住民の皆さまにも再度周知も含め、現状の行われている少子化対策に関する支援や施策をお伺いします。

**○議長（坂井 信久）** 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

西村こども課長。

**○こども課長（西村 元伸）** 現状の行われている少子化対策に関する支援や支援策につきまして、答弁を申し上げます。

まず、政府、国が示す少子化対策とは、仕事と子育ての両立の負担感や子育ての負担感を緩和し、また除去し、安心して子育てができるようなさまざまな環境整備を進め、家庭や子どもに夢や希望を持つことができる社会にしようとするものとされております。

多気町では、この4月にこども課が新しく設置されました。これまで以上に、

妊娠・出産、育児が安心して行われるよう、また子どもを健やかに成長させるために、現在、保健師が中心となって伴走型相談支援として妊産婦との面談や継続的な情報発信、また相談・養育支援を切れ目なく行っております。

また、妊娠を望まれるご家庭に向けましては、特定不妊治療への助成としまして、町独自の補助金の給付を行っております。他にも子育て世帯への支援としましては、家庭での保育を希望される方への家庭保育応援金の給付金を、支給を本年度より開始しております。保育施設の運営サービスにつきましては、天啓公園エリアに令和8年4月の開所にむけて、現在、多気地域統合こども園の建設整備を進めており、また放課後児童の対策としましては2か所で公設公営の放課後児童クラブを運営しております。多気児童館では、三重発達支援アドバイザーの資格を持った保育士らが児童の発達相談、また巡回訪問等の支援に取り組んでおります。児童虐待の防止としましても、要保護児童対策地域協議会として、学校や保育園、また児童相談所としっかり連携を行い、子どもの命や権利を守っております。他にも、縁結び事業も少子化対策の大切な取り組みとして行っております。

説明は、以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

深水議員。

**○7番（深水 美和子）** ありがとうございます。詳しくご説明いただき、感謝しております。えっと、2つ目の質問は関連してなんですけども、子ども子育て支援法第61条に基づく市町村子ども子育て支援事業計画として、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第2期多気町子ども子育て支援事業計画が策定され、現在第2期の後半の時期になるかと思っております。策定当初から、特に今年度に入り、今、組織や統合保育園の建設など、大きく事情も変わってきておりますが、こちらの策定されたこの事業計画等の現在の状況をお聞かせいただけますでしょうか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。



西村こども課長。

**○こども課長（西村 元伸）** 第2期多気町子ども子育て支援事業計画の遂行状況についてであります。第2期多気町子ども子育て支援事業計画におきましては、子どもと親、今と未来をみんなで支える町づくりを基本理念とし、多気町の子ども達が家庭・地域・事業所等が協力して、安心して安全に健やかに暮らせるまちづくりを進めております。現在の事業計画は、令和2年度に策定されたもので、今年で4年目にあたります。計画策定後につきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響もありまして、子育て支援センターの利用などに人数制限をかけるなど、支援内容や実地回数に影響が生じておりました。ただ、コロナ禍の子育て支援としまして、商品券や不足していたハンドソープ、また園児用のマスクを廃止し、また経済的支援として子育て家庭に向けまして、現金給付を迅速に行ってまいりました。

また、妊産婦に向けましては、アプリを活用したオンライン相談の実地を始めております。事業計画策定におきましては、子育て世帯にアンケートを実施しております。特に要望が多かった子どもの遊びを支援する環境整備につきましては、ふるさと納税等を生かしながら保育園等の遊具の更新を行ってきております。

説明は以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

深水議員。

**○7番（深水 美和子）** ありがとうございます。コロナの影響もあったということですが、確かに予期せぬ時代、事態で、当初は未知のウイルスということで行政サービスはもちろん、社会全体も足止めされてしまった感がありました。分からないことだらけで感染への恐怖感もあり、人が動くことを控えたり、コロナ禍前と同じような行動ができないという事情があったことは十分に理解はしております。ただ、子ども・子育て支援事業計画が策定されたこと、ホームページでは閲覧が可能とはなっておりますが、多気町としての取り組みや方

針がどれくらいの子育てに関わる町民の方が情報を知り得ていたのか。そういった疑問を感じます。数十ページにわたる色々なデータとともに詳しく書いてあり、課題や今後の方針が分かりやすく書かれてはおりますが、コロナ禍が明けて、様々なものが大きく動き出した今年度になっても内容が変わっていません。もしかしたらちゃんと動いていただいていたのかもしれませんが、その動きを目で確認することができない状態で、事業計画が置き去りにされているように私の方は感じました。また、策定をした支援事業、策定をされたり支援事業を始めたということが継続されているのかとか、なかには改定されたり、今後期間で終わってしまっているものかというのも分かりづらく感じます。ええと、過去、私の方も一般質問でさせていただいた内容にもちょっと繋がるものがあるんですけども、ぜひ利用する方の目線、知りたいと思う情報が得やすいものを常に更新していただきたいと、あの切に願います、はい。

では、それでは3つ目の質問にいきます。先ほどご答弁でもいただきました内容なんですが、多気町は他の市町に先駆け、家庭保育応援給付金として今年度4月より子どもを安心して産み育てることができる多気町を実現させるため、家庭で子育てをしている保護者に対し、月2万円の給付が始まっております。家庭で保育される保護者の方にとっても、とってもありがたい制度で、作っていただき、課長、多気町で子どもを産み、育てることへの後押しになると確信しております。ぜひともまあ、この本制度をご利用の方の声や利用状況、そういったものをちょっと詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

西村こども課長。

**○こども課長（西村 元伸）** 家庭保育応援給付金についての利用者からのお声や状況についてであります。家庭保育応援給付金は令和5年度から始まった新規事業でございます。お子さんを家庭で保育する支援として、児童1人当たり月2万円を給付する家庭保育応援金の給付を開始しております。現在、7月分までの分を対象者への給付を終えて、約40件の家庭に給付を終えておりま

す。年3回に分けて給付を行い、今回はこの12月末を予定しております。これまで子ども課にいただいた保護者様からの声を紹介させていただきます。1つ目としましては、3歳まで家庭保育育児をしたいが、経済的に不安があり、就職して子どもを保育園に預けるかどうか迷ったが、応援金があることで家庭保育を選択することができ、毎日子どもと過ごせて嬉しい。他にも、応援金を夏のクーラー代や育児費用に充てることができ、家計が助かり、子育ての心に余裕ができたなどの声をいただいております。

また、逆に一方では、給付金額の増額を求められたり、求めるお声や給付対象年齢を広げてほしいなどのご意見ご要望もいただいております。なお、年内におきまして、全対象者に向けてアンケートを実施しまして、応援金の具体的な利用方法や感想、ご意見の方を聞き取る予定でございます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

深水議員。

**○7番（深水 美和子）** ありがとうございます。ええと、こちら、ホームページの方でもちょっと確認をさせていただいたんですけども、その、まあ対象になる方っていう、まあ対象にならない方っていう、まあよくあるご質問というふうに書かれていたんですけども、勤務地での保育サービスを受ける場合は、支給対象ではないというものと、祖父母が保育をして仕事に出る方には支給されるっていう条件があったんですけども、その確認方法というか、そういったものはどのようにされているのかお聞かせいただいてもいいでしょうか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

西村こども課長。

**○こども課長（西村 元伸）** 家庭保育応援給付金の給付方法につきましては、まず支給するにあたりましては、児童が保育園の施設のサービスを利用せずにご家庭での保育が行われているということが条件となっております。なお、家庭での保育者は父母等に限定されず、祖父母でも対象となっております。町内

保育園の利用状況は、こども課にて把握しております。なお、勤務地先等へ保育サービス、いわゆる託児所や費用型保育所を利用されているかどうかの確認は当課では明確には分からないこともございますので、申請時にお子さんの保育が誰にどこで行われているかというのを確認をとっております、聞きとっております、はい。なお、案内は町内保育園の利用者が確認されていない、町内保育園での利用が確認されていないご家庭に向けまして、個別に案内通知を行っております、保護者様から申請をいただいております。申請をいただきましたら書類審査を行いまして、給付決定、給付というふうに手続きを進めております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） えっと、まあ一般的にそういった形で申請をいただいとということになるので、私自身、もしかして所得や勤務する職場等でも確認などもされているのかなと思っておりましたが、祖父母の方が保育をして仕事に出る方はもう本当にその申請内容、保護者の方からの内容だけで判断をされるという認識でよかったですでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

西村こども課長。

○こども課長（西村 元伸） はい。そうです。そのとおりでございます。現在の給付につきましては、あくまでも申請書類をもとに審査をしております。実際、所得要件等は設けておりませんが、今後のこの給付金の活用状況につきましては、しっかりとアンケートの中で皆さんのお声を聞きながら、検証等を行いつつ見直し等を進めて、見直しやまたより家庭保育の応援につながるような取り組みのほうを進めていきたいと考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

深水議員。

**○7番（深水 美和子）** 資料を見るなかで、ちょっと分からない部分があって、えっと、ファミリーサポートセンターっていうのもまた、今年度なんですかね、活発にご利用の方が増えているということで、以前お話を伺ったんですけども、その方ですね、一時的ではなく、ある程度継続的にご利用された場合、これはもう補助の対象となり得るのかっていうのは、ちょっとお伺いできますでしょうか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

西村こども課長。

**○こども課長（西村 元伸）** 本給付金につきましてのファミリーサポートによる一時的なサポート事業や、また保育園等の一時的な預かりにつきましては、臨時的な対応と継続的なものでは、まあ継続的ではあるかもしれませんが、長期的なものではなく、その都度その都度、発生する、非常に必要な子育て支援と考えております。特に応援給付金の方の考えとは、応援給付金の支給条件の、には該当するというので、給付金の方を支給対象として行ってきております。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

深水議員。

**○7番（深水 美和子）** ありがとうございます。それであれば、ちょっとまた利用できる方も、少し気持ち的に精神的にも負担が減るんじゃないかなというふうに期待をしております。ええとですね、この制度に関して、ちょっとあのお願いといふかななんですけども、今まあ保育園によっては園児数に偏りがあるために、現時点で受け入れしづらい保育園、余裕がある保育園との差があり、上のお子さんと未満児の方のその預け先が変わってしまっているという現状があります。で、特にあの、私、地元なので相可保育園の方では、来年度の未満時の受け入れを希望されているご家庭の半数は抽選に漏れてしまい、他の空きのある保育園への入園を選択しなければいけないという状況になっていると聞いております。上のお子さんは相可保育園、下のお子さんは佐奈・津田も

しくは勢和保育園での受け入れの提案があったということを知っています。まあ、そういった二園を送り迎えのために行き来をして仕事に向かわなければいけないという不便さの解消や、かなりまあ負担の方がかかってまいりますので、そういった軽減ができるのか。また、3歳児からまた保育園を住んでいる地域、ええと例えばですが、相可保育園の方にまた転園するということが発生するということになるんですけども、それまでに築いてきたコミュニケーションであったりとか、もう3歳児ってなると、すでにもう出来つつあるコミュニティがあったりするんで、そこに入っていかなければならないという、子どもたちの心の負担。まあ、保護者様の負担っていうのも含めて、統合保育園の早期建設というものに、私はもう大変期待をしております。保育サービスを受けるために仕事に行くのか。仕事に復帰するために保育サービスを受けなければいけない。仕事に復帰しなければならない。家庭で保育ができない環境で、やむを得ず保育サービスを受けなければいけない。それぞれも、ご家庭によって様々な事情が考えられます。保育サービスを受けることと金銭的補助を受けられることがイコールとなるかは受け取り方に、受け取り手によって違うものと私は思っております。一時的に保育サービスへの不満を解消するための制度ではないのかという声も聞き及んでおりまして、全対象者に広げたアンケートを実施するとのことですが、対象者も日々お子さんの成長につれてどんどん成長されて大きくなっていきますので事情も変わってまいります。回答結果をもとに早急な対応を切にお願いしたいのと、本制度の継続であったり、期限を設けているのかということもお聞かせいただけますでしょうか。

**○議長（坂井 信久）** 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

西村こども課長。

**○こども課長（西村 元伸）** 家庭保育応援金の継続期間等につきましては、まず実施期間は設けておりませんが、保育園等のサービスを利用されない家庭保育者への支援、また家庭保育を望まれるご家庭への支援は引き続き必要であると考えております。

また、今後の国や県の政策動向、例えば児童手当の拡充や今後始まります就労条件問わず保育園に通園できる誰でも通園制度、またパパママ育休の制度の見直し等がございますので、そういったことを踏まえながらですね、また保護者の方、また子育て家庭の方、子育て家庭のご家族の方からいただいた声、アンケート結果を基にですね、課題整理に努めまして、更なる子育て支援政策のほうに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） 4つ目の質問なんですけども、第2期多気町子ども・子育て支援事業計画―第4章 施策の展開―基本目標1 子育てと仕事の両立を支援する環境づくりの中で、仕事と子育てが両立できる職場づくり、男女共同参画による子育ての推進、子育てにかかる経済的負担の軽減も含まれております。これらの目標を達成するためには、先駆けて独自の家庭保育応援給付金の支援だけではなく、更なる手厚いサポートもご検討いただきたく思います。家庭で子育てしたくても経済的な理由、仕事のキャリアの継続であったり、職場の制度、個人の生き方や価値観の多様化など、男女問わず取り巻く環境が変化しております。やむを得ずお子さんを保育園等に預けて働いている方もいます。3歳までのお子さんを持ち、働く方への支援について、先ほども国の動向もということだったんですけども、多気町として働く方への支援についても今後どういったお考えなのかをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

西村こども課長。

○こども課長（西村 元伸） 働く方への子育てへの支援につきましては、まず多くの方が保育園等の施設をご利用されるかと思えます。えっと、現在、保育園、こども園をご利用される家庭につきましては、利用者からはより安心・安全な園舎の環境整備をして欲しいことや希望する園への確実な入所、看護師の配置、保育料の軽減、保育士の更なる保育の質の向上を望む声を伝えておりま

す。これらの保護者のニーズに応えるために、新しいこども園の整備と並行しまして、今後おむつの処分、園でのおむつの処分や病児保育の実施、また看護師の配置などについて検討していきます。

また、保育園、こども園ではICT化を進めておりまして、この秋に各保育園にWi-Fi環境の整備を終えました。また、タブレットの配置のほうも済ましております。保育園からの連絡やお便り等をアプリを通じて家庭の皆様へ配信し、またご家庭からは夜間でも保育園への欠席など連絡が行えるようになります。これらが保育園、こども園をご利用される家庭への支援につながればよいと思います。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

深水議員。

**○7番（深水 美和子）** ええと、そうですね。今後、働き手不足もすでに大きな社会問題となっておりますので、子育て中や結婚後の女性の働き方の改革も進んできています。地元企業への多様化した働き方の受け入れや、そういった企業への公的な支援もぜひ今後進めていただきたいなというふうに思っております。保育サービスだけではなくて、幅広く支援や指導について、今後の動向であったり、そういったものはございますでしょうか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

西村こども課長。

**○こども課長（西村 元伸）** 働く子育て家庭への、以外への支援につきましては、例えば少子化対策に取り組む地元企業等への支援についてですが、多様化する子育ての家庭への支援として、多気町が現在、企業に向けて制度の構築や環境整備の取り組みを進め、また支援をすることは大変重要であるとは考えておりますが、まずは政府、国が主導で制度拡充や規制改革を進めてもらい、また企業側も企業の継続発展のために今後より柔軟な職場環境やライフワークバランスを整える努力が必要であると考えております。

現在、少子化に取り組む企業への多気町独自の公的支援、例えば助成金や補



助金等の優遇制度は考えておりませんが、仕事と家庭生活を両立をするために、それを促進するために職場風土の醸成を図っていくことは、また気運を高めていくことは非常に重要と考えております。国や県と連携しながら取り組み方法についてはしっかり研究し、多気町としてもそういった気運のほうを高めていきたいと考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） ありがとうございます。ぜひ、国・県の動向も踏まえて、ぜひ多方面からの支援の拡充を期待しております。子育て世代に関してではなくまた更に少子化対策ということで、その少し前の段階になってきますけども、今年度より縁結びの里づくり事業というものに関してはこども課が担当されたというふうに聞いております。少子化対策の一つとして、出産・育児だけではなく、婚活事業への取り組みも重要となってくると思います。ここ数年コロナ禍ということもあって婚活事業の開催が中止であったり、規模が縮小されていたとのことですが、それを除いたとしても実績が出ていないように私の方は感じております。他の自治体でも縁結び事業というものについては様々な取り組みがされており、デジタルやAIをとりいれたり、結婚を考える世代の方の考えや時勢の流れを汲み取り、時代時代に合ったそれぞれの事業をされています。町としてもこの事業に予算をただただこう出すだけではなく、運営方法への指導や実績に応じての見直し、新たな取り組みの導入が必要なんではないかと私は感じるんですけども、発足当初から現在までの実績として、町として今後の運営や方針、そういったものをお伺いできますでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

西村こども課長。

○こども課長（西村 元伸） 縁結び事業への取り組みについてご答弁申し上げます。少子化対策の一つとして、出産・育児への支援だけではなく、縁結び事業への取り組みも非常に重要と考えております。これまで多気町の縁結びに関

する事業は、県内の他市町に先駆けて、平成22年度に縁結びプロジェクト実行員会を立ちあげており、民間ボランティア団体に助成を行い、団体主導にてクリスマスパーティーやバーベキューなど独身男女の交流イベントを開催しております。また、結婚相談窓口として、キューピットサロンを開設しております。実績としましては、事業開始から令和5年度までに10組の成婚の報告、4名の出生の報告を受けております。これらはボランティア団体に届いた報告になりますので、実数はもう少し多いかと思われませんが、プライバシーの件もあり、追跡調査等は行っておりません。なお、結婚相談につきましては、延べ700件以上いただいております。ご本人だけではなく、ご家族・ご親族からの相談も多数ございます。

近年はコロナ禍の影響もありまして、十分なイベント活動や相談会が行えませんでした。今年度は8月に婚活パーティーin五桂池ふるさと村を開催し、12名の参加があり1組のカップリングが成立しております。また、年を明けました2月17日にも婚活パーティーを開催する予定でございます。引き続き、出会いの場を提供することで、新たな出会いを生み、多気町の活性化につなげればよいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） ありがとうございます。また2月にも開催されるということなんですけども、徐々には変わっているかなとは思ってますけども、実際、そのチラシだったり、こちらの書面を見る限り、本当にこの結婚適齢期の方がその婚活事業の内容に本当に興味を示していただいているのか。また、その一回参加してみようというふうなハードルの低さなのかっていうのも、ぜひ色々な方の声を聞いていただいて、そういったものをうまく新しいものに変えていくっていうのも非常に大切なことかなというふうに私は感じておりますので、またそのへんもよろしく願いいたします。

そちらに関連してになるんですけども、多気町として積極的に行政で取り組んでいくという姿勢は、他の市町に比べて誇れる、これは一体感があるっていうふうにも感じております。私も多気町で子育てをしてきましたが、この数年の間にもどんどん多様化した支援も増えて、経済的・精神的にも負担が軽減されてきていると感じております。ファミリーサポートセンターも今年に入って本格的に再始動されており、家庭で保育される方は多くが女性の方が多いので、そういったサービスがどんどん拡充されていくというところにすごく期待をされていると思います。ただ、家庭で保育するというのを応援していただけるのはありがたいんですけども、女性、例えばなんですけども、女性が一人で、お母さんが一人で家庭で保育をされているっていうことを、それを推奨する形も本当に大切なんですけども、実際、ずっともう 24 時間四六時中お子さんと一緒に子育てをしていくということを、そういったものを考えていただきますと、ずっと家の中にいるだけではなくて、買い物一つ出て行くのにも小さなお子様を連れて行かなければいけない。その小さなお子様を連れていく時に、何かあるともしかしたらっていうことも考えておむつだったりとか着替えだったりとかミルクのお湯だったりとか、そういったもうすごい大きな荷物を持って買い物にも出かけなければいけない、そういった状況になります。で、これも私の経験談なんですけども、スーパーに買い物に行って、子どもをベビーカーに乗せてたんですけども、たくさん買い物をして帰る時に外は雨が降ってました。で、その時にこのままベビーカーのまま自分の車まで連れて行くと子どもはびしゃびしゃに濡れてしまうっていうふうに思ったので、子どもだけ先に抱っこをして車に戻って、もう買ったものはとりあえずその場に置き去りにしていくって、ちょっと不用心なんですけども、そういう選択をしなければならぬという状況のことっていうのがありました。今、みんなこの場にいらっしゃる方、皆さん男性が多いので、そういった状況というのはなかなかないかもしれないんですけども、一人で小さなお子さんを買い物一つ出かけるっていうのも、皆さんとても大変なことになります。そういった中で、ファ

ミリーサポートや支援センターであったりと、そういったサービスが受けられるっていうこともすごく大切なことかなっていうふうに思いますので、こういったサポートをどんどんし続けていただきたいなというふうに思っております。

少子化対策は、今やればよいというものではなく、こども課だけの対応でもなく、ぜひとも多気町の少子化対策として、先を見越して、若年層への教育であったり、結婚、妊活、出産、子育て、移住であったり、働き方、働く場などの総合的に関わってくるところでの連携であったりとか、指導・支援っていうものが大切になってくると考えております。で、地域で子育てをするというあの風土づくりや仕組みづくりは、行政の力だけではなく、民間企業や団体等の協力体制も不可欠と思います。ぜひ、町長に今後の多気町の少子化対策っていうことに対して、取り組みや方針をぜひ伺いをさせていただきたいと思っております。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

久保町長。

**○町長（久保 行央）** 深水議員から、私のほうもと言われましたんで、これまで多気町ではよそに負けないような取り組みをやっていこうということで、最近では今おっしゃられたような家庭保育。これも自分の担当課長の時に、家でやっぱり子どもをみるのは大事なんやという、これは色々な考えでありますけども、そういう保護者の方もみえたんで。家庭保育をやってみようということで、今年から発足をさせました。また、それよりも前に、例えば今言いました縁結び事業が平成 22 年も自分、町長になってすぐにやったんですけど、これもいいところも悪いところもありまして、3年、4年と経ってくると固定化してしまって、特に男性方が固定化してしまって、なかなかうまくいけない部分があり、当時はボーリング大会だったり旅行に行ったり、クリスマスパーティーをやったりとか、色んなやつやったんですけども、だんだん固定化して、今、マンネリ化してきたんですけども、その後いろんな取り組みやっていただいて、

現在で進めて、今 10 組と言われましたけども、これも結構いつているかと思  
います。あと、町の方では妊娠をできるだけうまくいくように、そういう支援を  
やったりということを取り組みをしております。あと、議員もおっしゃられま  
したように、これからやっぱり子どもを育てていくのに、保育所今 4 つあって、  
統合のやつが進めておるんですけど、これも自分とこの経験でいくと、長男は  
津田保育園、次男は相可保育園ともうその当時から、今から 40 年も、30 数年  
前もそんな状況がありましたので、これはやっぱり改善していかなければなら  
んということで、今そういう取り組みを進めております。できるだけこれから  
もっともっと多気町へ移り住んで、またもっと故郷へ戻って、子育てをできる  
ように取り組んでいきたいと思うので、また議員の方からもこういう  
制度、こういう施策はどうですかというのもご提案いただければありがたいと  
思います。はい、ありがとうございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

ここで通告の途中でございますけれども、お断わりをいたします。持ち時間  
があと 12 時を回ってしまいます。引き続き、質問を行いたいと思いますので、  
ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

深水議員、どうぞ。

はい、深水議員

**○7 番（深水 美和子）** ありがとうございます。私も子どもがちょっと大き  
くなってきましたんですが、周りにはまだ小さいお子さんであったり、出産を控  
えた方々っていうのもたくさんいらっしゃいます。そういった方やもちろん自  
分の子どもであったりとかっていう者にも、この多気町で住む、これからもこ  
この多気町を支えていきたいっていうふうにも思ってもらえるような、まちにして  
いただきたいというふうな思いもありますし、私の方もそれに対して微力なが  
らご協力できればというふうにも思っておりますので、今後とも少子化対策に向  
けての支援のほうをよろしくお願いいたします。

以上で、質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（坂井 信久） はい、分かりました。失礼しました。私の方がまだまだ質問があるかなというふうに思いましたんですが、ただいま深水議員の、以上で深水議員の一般質問を終わります。ちょうど12時でございますので、1時まで休憩といたします。ご苦勞様でした。

(12時00分)

(13時00分)

(2番 志村 和浩 議員)

○議長（坂井 信久） それでは定刻になりましたので会議を再開いたします。

藤田議員から欠席届が出ておりますのでご報告いたします。

それでは、4番目の質問者 志村議員の質問に入ります。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 2番 志村 和浩、一般質問させていただきます。一問一答方式で、今回は3点の質問をさせていただきます。1点目、多気町の空き家等対策について。2点目、多気町の観光戦略について。3点目、町営バスのあり方について。以上でございます。

じゃあ、早速1点目からさせていただきます。令和3年の12月議会で一般質問をさせていただきました。多気町の空き家等の対策について、再度お尋ねをいたします。

まず一点目でございますが、前回答弁をいただきました際には、その根拠にされた調査結果が令和2年度に実施されたものであるとの説明でございました。その当時、担当職員が外観のみで判断をただけであることから、住めるかどうかの判断や細かな状況把握には至っていないということでございました。当時の調査からは間もなく3年が経過しようとしているわけですが、空き家の実態調査について状況を伺います。

○議長（坂井 信久） 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、志村議員の質問にお答えさせていただきます。令和3年度末に結果報告があったのですが、空き家調査の一環として、空き家対策総合支援事業を活用した空き家調査及び意向アンケートを株式会社ゼンリンに委託しました。調査結果は、空き家件数376件でした。令和2年度に建設課職員で空き家の現地調査を行ない、空き家としてみなした件数は381件で、令和3年度に空き家除却費補助金を活用して5件が取壊しを行っておりますので、件数的に令和2年度の空き家件数から増えていない状況です。今画像に出ていますのが、アンケート結果となります。調査により分かった376件の空き家に対して意向アンケート用紙をポスティングし、中段にありますように128件の回答がございました。

次、お願いします。真ん中の円グラフで、全体の4分の3以上が管理していると答えており、4分の1弱の方が管理が出来ていないと答えております。また、その下の円グラフですが、約半分の方が16年以上不在であると答えております。恐らくですが、築数年にもよりますが、青色の不在5年までの建物全体の6分の1は住めるのではと思われれます。

次、お願いします。一番上のグラフで、管理の課題としましては、草刈りや掃除が大変であるという方が大半を占めております。真ん中の円グラフの今後の意向としまして、半分以上の方が利用していくと答えております。一番下のグラフでは、売るや解体にあたっての課題としまして、解体費用が一番の課題であるが多くありました。画像ありがとうございます。

このような補助事業で行われる調査を3年に一回ごとに行い、行政として対策を講じていこうと考えております。今までの取り壊し助成の実績としましては、空き家除却補助金を令和3年度から、不良空き家除却費補助金を令和4年度から行っており、両方でこれまで29件の補助金を助成しております。今後も空き家対策としまして、関係する区長さんと定期的に観察を行ない、所有者に対する文書の通達も行うなど同時に取り壊しの補助金の活用を促していく予定でございます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） はい、令和3年度ゼンリンさんに調査を委託していただきました結果を、画面も使いながら説明をいただきました。その今、せっかくいただいた調査結果につきまして、2点ほど少し気になる点がございますので、お聞きをしたいと思います。

まず1つ目ですが、今回その令和3年度の調査結果につきまして、376件というふうに空き家が認められたと。つまりは、居住として使われていないというようなことだと思いますが、この376件の内にその周囲に危険を及ぼす空き家、それから利活用ができるであろう空き家。そういった区別というのはされているのでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 令和3年度の調査なんですけれども、ゼンリンさんの方が現地に向かひまして、実際、その住宅地図を作った時のデータ、ゼンリン独自のものなんですけど。それと、あと令和2年度に私どもが調査したものを合算して、外観調査を行っております。実際、その現地に向かわれまして、外側は見ていますけれども、やはり中の方までは個人情報の関係もありますし、入ってはございません。

で、このアンケートにありますように不在年数が円グラフであったと思うんですけども、外観からすると、まあ3分の1くらいは住めるんじゃないかと思われまして。で、ただ、それはその所有者の方がどういう意向なのかっていうのが、今のアンケートではなかなかその詳しくはまだ掴めてないので、ただそのアンケートがありましたように376件のうち128件しかアンケートがございません。ですので、今後更にもう少し深く入った調査を行っていきたいなと思っております。



で、あと、志村議員言われましたように、その周りに影響がある空き家って  
いうのが、ちょっと今件数的に、ちょっと資料を持っていないのであれなんで  
すけど、町としても件数は把握はしております。で、色々そういう空き家には  
所有者の方に文書等を送っております。ですので、今後それが酷くならないよ  
うにっていうことで、年に数回現場に行きまして、もし酷くなるんでしたらま  
た区長さんと一緒に、その地権者、所有者の方に訪問なりっていうのを今後も  
行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） さっき、今その危険や空き家につきましては、把握はさ  
れているということでしたけれども、数字の方、おおよそでも分かればちょっ  
と教えていただけませんかでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） はい。実際、5、6件だったと思っております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 志村議員。

○2番（志村 和浩） 外観調査だけですが、5、6件ということであれば、令  
和3年度で376件の空き家でございますので、差し引き370件。これについて  
は危険な状態ではないと。住めるかどうかという内部の調査は必要だけれども、  
周辺に倒壊などで危険を及ぼす、起こすほどではないという理解でよろしいで  
しょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） そのとおりでございます。

○議長（坂井 信久） はい、志村議員。

○2番（志村 和浩） 一方、その残りの370件が利活用できる空き家とそうでない空き家とここが混在しているわけですが、これを明らかにするためにはどのようにされたらよろしいかということについて、ちょっと見解を教えてくださいませんか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 残りの空き家に関しては、何回も申し上げたとおり、その所有者の方がおみえになりますので、所有者の意向によります。ですので、こういうポスティングして、その取り壊しのもし気持ちがあるんでしたら、私どもがあつて今進めておりますクラッソーネっていう、株式会社クラッソーネっていうのがシュミレーターを行っておりますので、そういう内容とかに実際に提案したりとかっていうのを今後も進めていきます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 志村議員。

○2番（志村 和浩） それから前回も役場職員の方が外観で状況を判断するためには一定で共通の書式といいますか、点数評価ができるようなものが必要だろうということで、そういったものを作成を進めておられるというような答弁だったと思いますが、この点数評価ができるようなチェックリスト、それについての状況を教えてくださいませんか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） チェックリストにつきましては、当然不良空き家に関してなんですけど、独自の都市計画以外のところなんですけど、不良空き家の所を職員で行っております。で、やはり外から見ると、結構屋根とかそんなんがちょっと外れたりとか、あと扉がちょっと崩れとったりとか、ちょっと危険かなっていうのはあるんですけど、一旦中に入らしてもらいますと畳が綺麗であったり、屋根がすごく、屋根というか天上ですね、抜けとんのかなと思っ

たら全然そんなことなかったりとかっていうのもございます。ですので、今、点数がそこまで詳しい内容になってないので、その辺はちょっと改善の余地があると思ひまして、また来年度以降に改良を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 志村議員。

○2番（志村 和浩） そうしますと、3年に1回で想定されている空き家調査が、次回は来年度ということでございます。あの、来年度どういった事業者さんと一緒にされるかどうか、これからの検討課題としても、そのやり方につきましては課長からも答弁いただいたように、やはりまず危険な空き家、それから本来は今度企画課の方に渡されたと思ひますその活用できる移住者や定住者新しい方々にすぐ提供できる空き家、これが何件あるのか、どこにあるのかっていうことを詳しくやっぱり把握できるような基礎調査をまずお願いをしたいなというふうに思っております。

で、その上で、今回課題としてある376件ですが、128件でしか意向が確認できなかったということで、残り200件以上が意向が確認できてないってことですので、来年度の調査につきましてはそこをポスティングだけでは何ともならんということであればどのようにしたら意向が確認できるかについて、ちょっと詳しくですね、分かるような方策をまた考えていただきたいと、そのように思ひますのでよろしくお願ひいたします。

2点目に入らせていただきます。先ほど、建設課の方で危険な空き家につきましてはちょっと状況を伺ひしましたけれども、一方、利活用できる空き家につきましてはですが、空き家の利活用を進めるためには多気町では移住希望者へ空き家バンクですとかその他の情報発信、そして移住体験ツアー等を実施をされております。ですが、次へのステップとしては一定期間、多気町内に暮らしを体験できる移住お試し住宅のようなですね、設置・運営に取り組むべきだと考えております。すでに、こうした住宅を設置している自治体が県内でも見受けられますし、昨年、議会研修で訪れました長野県の宮田村では、2023年に住

みたい田舎ランキングで村の部1位を獲得していますが、やはり移住者専用賃貸住宅を村が運営をされておりました。多気町においても、お試し住宅は移住促進において効果的だと考えますが、見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） ただいまのご質問についてお答えをいたします。

議員のご質問の中にありました、ありましたとおり、多気町は空き家活用のための空き家バンクの情報発信を現在行っております。今年度、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後は、空き家バンクを使った移住申し込みが7件と、非常に関心のある方が増えてきてございます。

また一方で、移住体験ツアーにつきましては、令和4年度は実施をいたしました。令和5年度については費用と効果を検証した結果、予算化及び実施は見送っております。と言いますのも、移住体験ツアーでは短期間、非常に短期間でございますので、まちの良い面のPRに終始してしまう傾向があり、申し込みはございますが、体験者の方の移住につながっておらず、昨年度も9件の方の申し込みがございましたが、移住には繋がりませんでした。よって、改めて方法を見直す必要があると考えているからでございます。その代わりの方策の一つが今回議員からのご質問にありました移住お試し住宅でございます。お試し住宅は、多気町周辺の市町や三重県南部などでも、南部の市町などでも行われております。集合住宅の一室を提供する方法や一軒家、短期間の場合は民泊施設を提供する方法など、市町により方法は様々でございますが、1週間程度から半年程度。実際、移住希望者にそのまちに住んでいただき、移住後の生活感を感じていただくことで移住への判断に役立ててもらえるものでございます。移住先からの情報だけでなく、実際の体験により移住先を判断できる点が優れてございます。

私どもも今年度も県外で移住説明会を実施しておりますが、お試し住宅の有無についてのご質問を受けることもございます。企画調整課としましても有効

な制度であると考えてございますので、まず空き家バンク登録の空き家のなかでこういったお試し住宅への提供、希望空き家などがいないのか、この方法がとれないのかなどを検討して行きたいと考えております。

一方で、お試し住宅につきましては、提供住宅のガスや電気などのインフラ設備の整備や提供住宅所在の自治会様の理解が必要不可欠でございますので、これらの課題も含めて実施の可能性を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。志村議員。

○2番（志村 和浩） はい、企画調整課の方でも一定の必要性とですね、具体的な方策なんかもご答弁いただきましたが、課長のおっしゃった、いただきましたようにですね、移住を検討されている方につきましてはですね、私の住んでいる丹生区にもたくさんの方が移住されておりますけれども、やっぱり家探しをする期間、丹生では滞在場所がなかったのも、隣の市で長い間滞在をしながら家探しをして、結果的に多気町の丹生で素晴らしい家を、と出会うことができ移住に結びついたというようなお話もあるようにですね、やはり家を貸す側も借りる側もやはり一週間や一泊2日のですね、ツアーやちょっと来ただけではなかなか出会いがございませんし、空き家バンクのですね、登録件数が少ないのもこれ全国的にやっぱり一緒でして、情報を公にしたくないと思われる大家さんが全体の15.6%ぐらいは公開してもいいけど残りは公開したくないというような民間の調査結果もございますので、ということは一定期間、多気町内に仮で暮らしながら地元の方と顔を見せ合いながら、お宅はこんなことをされたいのかと、お宅はこういう子どもさんがおるんだねというような事が、なんら長年の経験でですね、信頼関係がある程度できているとですね、家のほうも見つけやすくなったり貸しやすくなったりということが実際にございますので、ぜひともそういう点でですね、お試し住宅1週間から1か月、あるいは半年間使えるようなものが必要だろうと思っておりますので、整備をお願いしたいなということとですね、先程、集合住宅、一軒家、民泊制度というふうにつ

ていただきましたけれども、多気町内にも観光施設もございます。宿泊施設も  
ございますので、そういった長期の利用が、運営側もしやすいような情報発信  
のですね、サポートですとかあるいは長期滞在者の宿泊費用をですね、少し補  
助してあげられるような、そんな制度も効果的かなというふうに思いますので、  
そのこともぜひ含めて検討いただきたいなというふうに思っております。いず  
れにしても、先ほど前向きにというふうにご検討いただいたということだ  
したので、引き続きですね、具体的な可能性につきましては、また後ほどまた  
来年度聞きたいなと思っておりますので、また進展を期待をしております。

では、2点目のほうに移らせていただきます。多気町の観光戦略についてで  
ございます。令和4年6月議会の一般質問にて、多気町の観光分野に特化した  
計画策定の必要性について質問をさせていただき、前向きに検討していくとの  
答弁がされました。特に町長からは「自然を活かした観光」、「歴史文化を活か  
した観光」、「食を活かした観光」に取り組みたいというような発言がございま  
した。計画の進捗状況について、その後伺います。よろしく申し上げます。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

**○企画調整課長（宗林 孝）** はい、それでは先ほどのご質問に対してお答えを  
いたします。観光分野の計画につきましては、まち・ひと・しごと第2期多気  
町総合戦略や多気町ええまちづくりプランなどで観光振興について目標及び  
中期計画を掲げております。ご質問の観光分野に特化した計画につきましては、  
それらの既存計画との整合性を図りながら、本町の観光振興を着実に実施して  
いくため、昨年度令和4年度より観光振興計画の策定を商工会の観光委員会を  
中心に役場ももちろん関わりまして、進めてございます。昨年度は計画策定の  
ための策定委員会の立ち上げ及び町内でのアンケート調査を実施していただ  
いております。今年度はそれら調査結果をもとに、策定した素案に対する調整  
を行い、今年度中の策定を予定しております。

現状については、以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） はい、今年度中の策定をとということで具体的にスケジュールも示していただきました。前回、質問させていただいた際にこの観光分野に特化した計画の必要性につきましては、色々ちょっと述べさせていただきました。そのなかに観光振興に町が取り組む意義ということで質問させていただいた際に、当時の課長からはですね、この地域経済の発展をめざすためというようなご答弁もございました。つまりは町の観光振興を、観光振興することによって地域経済を発展させるんだということでございましたが、それに対して私の方からはそうであれば具体的な観光消費額という言葉で、そういった目標設定も必要ではないでしょうかというお話もさせていただき、答弁ではそういった観光消費額、そういった目標設定も必要であろうというように見解もいただいております。で、更に言えばですね、この観光消費額もですね、もう少し詳細に分かれておまして、実際には宿泊費ですとか食事、お土産、移動交通、そういった分野ごとにまた分かれているわけですが、こういった観光消費額につきましても、今回の策定を進めておられる観光振興計画ですか。その中で、そういった設定はされている、そういう状況なのかについて、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） はい。先ほどのご質問でございますが、現在、商工会の観光委員会で作成しております観光振興計画でございますが、その中で昨年度実施したアンケートでございますが、その中で多気町で使った金額、あるいは多気町で宿泊費がおいくら使われたとかですね、交通費がおいくら、飲食代がおいくらといった、そういったアンケート調査も実施しております。これらの調査結果を今回の振興計画、先ほど議員がおっしゃいました観光消費につきましても分析した上で計画に盛り込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） はい、ありがとうございます。そのような検証を進めていただいて、更に目標が設定された上です、具体的な事業が設計できるんじゃないかというふうに思いますので、来年度以降の事業にそれが反映されるように期待をしております。

続きまして、②でございますが、昨年度より取り組まれていますデジタル田園都市国家構想推進交付金事業、以下、デジ田事業と申しますが、これは美村、漢字ですね。すみません、失礼いたしました。アルファベットのVISIONは、を核としながら周辺の5町による広域の観光連携を図る取り組みでございます。したがって、このVISIONはもちろんでありますが、5町それぞれで独自の観光戦略があるなかで、この広域観光連携の指針となるような基本的な考え方や中長期的な事業方針の共通理解が大変重要かと思いますが、見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） それでは、先ほどのご質問にお答えさせていただきます。広域観光に関する方針の共通理解は、議員おっしゃるように大変重要なことだと思っております。デジ田事業、現在では美村プロジェクト、漢字の美村でございますが、美村プロジェクトと呼んでおります。こちらでは、美村エリアであります多気町・大台町・明和町・度会町・紀北町の鍵となる施設をこちらアルファベットのほうのVISION、こちらの施設のVISIONとして、鍵となる施設として、そちらを設定しておるところでございます。また、鍵となる事業を広域観光連携といたしまして、実施計画を策定しておるところでございます。

また、各町の観光関係の計画や戦略につきましては、広域連携についてもふれられておりまして、このデジ田事業の内容をする議論の時には、各町の担当者



も会議に出席をし、進めておるところでございます。

また、中長期的な計画といたしましては、美村パスポートによりまして美村エリアを楽しんでいただき、美村エリア、こちら5町のことでございますが、こちらの消費を増やし、そして経済の潤いによる新しい事業への挑戦や創業の機会の創出を期待した計画でございます。そして、美村ヘルスケアなどで地域住民が生き生きと暮らせて、総合的に幸福度、よく Well-Being という言葉で言われますが、こちらが向上する魅力ある地域となり、この地域に愛着を持って関わってくれる関係人口の創出や移住定住の促進もめざしているところでございます。このような取り組みが好循環していくことが重要なことだと考えております。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○2番（志村 和浩）** ただいまデジタル戦略室長のほうからご答弁をいただきまして、その5町の中で広域連携を進めるために、おそらく課長級の5町の担当者が集まって検討を進めておられるというようなご答弁だったと思いますけれども、この例えばそこで進めておられる観光振興の大きな概念、考え方というものと、先ほど企画課長のほうで進めておられる多気町の振興計画と上位性、どちらが上位なのかとか、どちらでその辺の整合性というのは一旦とられておられるのかどうかについて、ちょっと見解を伺います。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

**○デジタル戦略室長（福井 秀樹）** 特に、こう上位というふうな関係では議論のほうを進めていないところでございますが、やはりそれぞれの計画とか戦略には各町とも広域でやっぱり連携していかないと、それぞれの町だけではなかなか観光振興も進んでいかないというようなことで、このデジ田事業、美村プロジェクトでございますが、こちらに注力というか、していただきながら、ご

自分の各自治体の観光戦略的に考えていただいておりますと、まあそういったところでございます。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○2番（志村 和浩）** 昨年从这个漢字の美村っていう美村プロジェクトというものが正確に今年1月の美村PAYがスタートした時期から我々議会にも色々聞かせていただいておりますが、正直、未だにこの漢字の美村で5町が一緒に共同プロモーションをされているというような状況などをお話いただいているんですけども、正直、この漢字の美村ってどう、なんなんだろうということが正直、まだあのぬぐいきれないというかですね、ちょっとこう、すんなり腑に落ちないところが実はございまして。このデジ田事業のなかで漢字の美村プロジェクトをですね、一生懸命やるのはそれはデジ田事業ですので当然かなというわけでございますが、逆に言いますと多気町の観光振興でこの漢字の美村というものを聞いたことがない。あるいは、三重県の観光連盟のホームページなんか見ても一切漢字の美村っていうのは出てこない。これ一体何なんだろうと。あくまでデジ田事業でやってる仮想の名前なのかなと思いますと、いや、実はその5町の仮想の自治体だということで、この美村をブランドとしてエリア全体のネーミングとして売ってくんだと。で、あれば逆に質問したいんですが、多気町の観光でこの漢字の美村を広めていこうという取り組みとしては、具体的にどんな事をされているんでしょうか。教えていただけませんか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

**○デジタル戦略室長（福井 秀樹）** はい、あの漢字の美村、こちらブランディングして、そして全国に発信していこうという、そういったプロジェクトでございまして、現時点で各方面、なかなかこの言葉を見られないという、はい、

そういうご指摘は確かに我々のまだ発信力が不足しているのかなというところで、はい、今後何か色々検討していきたいと考えておるところなんです、現時点で計画しておりますのが、各町にですね、観光アンバサダーさんがみえまして、そちらの方達がそのご自分の住んでみえる地域の魅力をよくご存知の方達でございます。そういった観光アンバサダーさんの発信能力を生かしてですね、これを今後、美村トラベルというポータルサイトございますが、そちら観光アンバサダーさんの特集のページとかそういったものも設けまして、そしてモデルコースとか、アンバサダーさんが推奨するこの周遊できる美村エリアを周遊できるモデルコースとか、そういったものも今後考えてですね、アルファベットのVISIONにお越しいただいた観光客の皆様が、このエリアをより知っていただく、魅力を感じていただく、そういった取り組みで、これからもっともっと発信していきたいと考えておりますので、どうぞあのご理解のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 1つ、確認をしたいんですけれども、このデジ田事業、今回、美村パスポート、色々ヘルスケアのアプリなんかも作っていただいていますけれども、一応、今年度単年度事業でございます。来年4月以降は、この漢字の美村プロジェクト、そうしますと企画調整課の観光振興のほうで引き継ぐということよろしいでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） はい。美村プロジェクト、美村パスポートは来年の2月にリリースされる予定をしておるんですが、そこから色々まだまだプロジェクトで、普及促進も来年度どんどん進めていって、システム的に構築したもの、それを今度は使っていただかなければ意味のないもので終わっち

やいますので、そちらを来年度力を入れていきたいと考えております。これはまだデジ田事業として、デジタル戦略室のほうで担っていきたいなど、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） デジ田事業から多気町の観光振興の事業に、そうするといつから移行されるおつもりなんですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） 一応、計画上なんですけど、それぞれ昨年度はデジ田事業のタイプ2、そして今年度はタイプ3に計画、採択されたところでございますが、計画上はですね、3年間の計画がございまして、そちらでKPI等も設定しまして取り組んでいるところでございます。その後ですね、またちょっとそこは、機構改革的な部分も関連してくるのかなと思うところでございますが、一旦、3年間は事業としては、もちろんデジタル戦略と企画調整課と連携しながらですね、観光分野、大変重要な部分でございますので進めていければとそのように考えておるところでございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 副町長にお尋ねしたほうがよろしいかもしれませんけれども、やはりその今回のことに関しては、デジタル、デジタル技術を使って多気町を含める周辺5町の観光を更に前進させるということなんだろうなと思いますと、デジタルはあくまで技術的なサポートであって、本来は観光振興を司る担当課がですね、前面に立ってこのエリアの観光振興、多気町では多気町の観光振興を前進させるんだということであれば、デジタル推進室が、戦略室がですね、やはりいつまでもそれをしょっているよりは今までの観光振興の

積み重ねと、先ほど課長からも言いましたように今、観光振興計画ができつつあるというなかであればですね、それを前進させる課がデジタルをどうやって使って前向きに進めるのかっていうことが、まさに今大事な時期かなと思います。今デジタル戦略室長の話ですとまだ当面はデジ田の事業として進めていくというような話と、まあちょっとこう、それはまあ課長・室長の判断でなかなか答えづらいところもあるかと思いましたが、副町長としての見解をちょっと伺いますので、よろしくお願いします。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

**○副町長（筒井 尚之）** ご承知のとおりですね、もとはスーパーシティ構想から出てきた事業でございます。そして、それがですね、形となってデジ田事業に移行された。もともと、その中に8分野の中に観光という分野がございましたので、その流れの中でそのまま、デジ室が流れを組んでやっていると。そして、おっしゃいましたように、あくまでデジタル室は仕組みの構築ですよね、そこまでの仕事になりますので、先ほど申し上げましたように確かもう一年位はですね、きちっとしたものが出来上がるまではと私も思っております。ただ、それ以降につきましては実践ですよね。現地に行って本当にお客様が来ていただくようなかたちにもっていかなくちゃいけないということで、確かに機構改革、これは何とも申し上げられませんが、そんな形になってですね、少し本当に観光をもう少し持ち上げていくような体制を整えていく必要があるのかなというふうにはこれは考えておりますので、もう1年、2年ぐらいちょっとしばらく様子を見ながら、そういう形で観光戦略。そして、おそらくどの町もですね、この仕組み、構築を使ってまた色々観光戦略を練られていると思いますので、そんな形でもっていききたいというふうに私も思っておりますので、このように答弁させていただきたいと思います。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○2番（志村 和浩）** 現在のことを申し上げますと、商工会では商工会の事務所機能としてDMOを立ち上げる準備が既に住んでおられるようです。もう書類なんかも提出されているようなことも伺います、聞いております。で、そうしますと、多気町の観光がこれからいかに稼ぐ観光になれるかというところを、今民間の方々も一生懸命になってやろうとされているなかでですね、こうデジタルはデジタルでやるんだって、この漢字の美村プロジェクトはプロジェクトで進んでいるんだってというようなことでは、もう追いつかない段階にまでなってきました。

それから、観光の、漢字の美村プロジェクト。本気で、多気町が5町と連携して広域で進めるのであればですよ、これ、DMOも本来は5町連携のDMOというものを、本来はこのタイミングで作るような動きも必要になってくるんじゃないかなという過渡期だと思っていますんで、是非ともですね、そのデジタル戦略室のほうで、そのデジタルの話ばかりじゃなくて、この漢字の美村を本当に多気町含め5町で、この漢字の美村をもう多気町という名前よりも、こっちを売っていくんだというようなことで本気でやられるのか。それ、本当に覚悟を決めていかないとはですね、なんかこう補助期間中は何かあったなみたいな話になりかねませんので、ちょっとその辺をですね、この観光振興計画を作るなかではしっかり定義づけをしていただきたい。そのように思いますが、いかがですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

**○副町長（筒井 尚之）** はい。まさに、おっしゃいますとおりなんですよ。DMOに関しましてはですね、残念ながら他の町さんは結構、アンバサダーだという位置づけの方がいらっしゃいまして、元々そういうことをやっておられる方がおられます。ただ、残念ながら多気町に関しましては、誰か探しておるようですけど、適任者がいないというところもあってですね、デジタル室の方は確かに仕組みの構築。要するに、いろんな計画作り、企画作りをやる方ですよ。

これに対して、やはり現場の方で、それ実践していく側の方が当然いますので、これ私も重々承知しております。ということで、本当このDMO、なんとか立ち上げ、持って行きたいと思います。如何せん、なかなか多気町今までこの観光にはまだちょっと中途半端なところがあったんでしょね。その必要に迫られてなかったところがありましたので、ここは本当に今、私も色々相談を受けておりますし、あの色々、ただそういう方、本当にいい適任の方がいらっしゃいましたらですね、ぜひ議員さんからまたご紹介いただきたいと思いますし、その方向で進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 是非とも町長も前回おっしゃったようにですね、多気町の観光振興を、に対する想いなんかも自然を活かしたい、歴史・文化を活かしたい、食を活かしたい。この辺につきましてもですね、ぜひしっかり取り組むためにもですね、じゃあ、それをデジタル面でどうやってサポートするんやっという話をデジ田事業だけじゃなくて、やっぱりきっちり観光振興として定義づけをしていただきたい。それと最後に加えておきますとですね、この観光アンバサダーを見つける作業ですとか美村、美村の漢字の美村で作ったポータルサイトに記事を掲載させるためのですね、現場作業をデジタル戦略室のスタッフが汗をかいているのも、これもおかしな話なのかなというふうに思っております。やはり本来は多気町のDXデジタルトランスフォーメーションするための皆さんですので、デジ田事業をまわすだけの課ではございませんので、室ではございませんので、デジ田事業以外にですね、やっぱり町民福祉の向上にですね、しっかり結びついたデジタルのトランスフォーメーションを、これを進めなければ意味がない。あの、これは前回9月の決算の際にもちょっと申し上げておきましたけれども、しっかりその辺ができるような体制を作り上げていくにもぜひとも観光の方はですね、しっかりと観光の方で取り組めるように、早々に対策をお願ひしたいと思ひます。

それでは最後、3番目の質問に入らせていただきます。町営バスの在り方についてでございます。これも、今年の6月議会でございますが、一般質問で、町営バスの乗車率の向上と高校への通学支援の一環として、通学時間に合わせた運行ダイヤの見直しを提案をさせていただきましたが、町営バスを高校通学に配慮する考えはないということで町長からのご答弁がございました。重ねて、高校通学は自転車通学を大前提にされているとの考え方も、ついても見解が示されております。一方で、この12月からはVISIONで自動運転バスの実証実験が行われていまして、これは国の「地域公共交通確保維持改善事業（自動運転事業関係）」の対象地域に採択され、自動運転技術を活用した持続可能な移動サービスを構築することを目的に実施をされています。今後、運転手不足や人件費などの運営コスト上昇が想定されるなかで、多気町の公共交通施策を拡充できる可能性を持つ技術であり、今後策定される地域公共交通計画においても大きな支えになるのではと期待しているところであります。そこで、今後の町営バスの在り方について、改めて方針を共有すべく、以下について伺います。この自動運転バスの実証実験は、今後どのような展開を想定されて実施されているのか伺います。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

**○副町長（筒井 尚之）** はい。今年度におきましては、VISIONのほうに元々モビリティ道路が整備されておまして、その道路のなかでですね、色々実証をやってみたいという考えを持っております。この、モビリティ道路に関しましてはご承知かと思えますけど、歩行者の方も歩かれる。そして、よく電動キックボードも乗られております。ということで、そういうことが混在しているということでですね、非常にこの汎用性の高い、そういう空間を走行することで将来的なレベル4の運行を見据えた体制の構築を検証したいというあのもくろみがございます。そして、その走行におきましてですね、例えば自動運転バスの技術面、安心安全ですね。そして、事業性、コストパフォーマンス。後は、



社会受容性。要するに、地域社会や住民の理解度。こういった3点につきまして、課題をより具体化しまして、将来的には本町内の一般公道におけるレベル4、実走を見据えた形で持っていきたいという思いがございます。そのために、あくまでも今度と同様にですね、実証事業の補助事業採択が大前提になるかと思えますけれども、来年度におきましては今年の結果をもとに、どこかの選定した地域で部分走行を走らせてみたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 答弁いただきました点につきまして再度確認でございますが、時期は今回実証実験もまだこれから始まって検証が行われますので、おそらくすぐにどうこうということではないですが、確認ですが、この自動運転の実証実験を経て、将来的には町営バスを運行していきたいという思いがあって、実証実験をされているのでしょうか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） はい、そのとおりでございます。やはり町営バスにつきましてはですね、ご承知のとおり、もうドライバー不足も出てきておりますし、そして免許返納も進まない。出てきております。かといって、高齢者の足代わりは当然必要でございますので、それが5年後10年後かそれは明確には言えませんが、町営バスにとって代わる形ということが最終の目標、見据えた点かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） そうしますと、画面の方を見ていただければと思います。

これ、もちろんご覧になっただけの方がほとんどだと思います。私もおいおい祭

りで企画課の皆さんからいただきました多気町に自動運転バスがやってくるというこの12月にVISIONで行う実証実験のチラシでございます。で、今回私がこの一般質問に対してお聞きしたかったのは、この将来、VISION域外への運行拡大を検討というふうに書いてございまして、下線がありますように子どもたちの通学や習い事といった地域生活における交通手段としての利用を検討していきますという文言が書かれております。もちろん、時期については先ほど申し上げたように明言はできませんけども、思いとしてはこういう思いがあるということで、これを一般の方々に配布をされております。

そこで、もう一度伺います。町営バスが通学にも習い事にも配慮しないと前回6月議会では副町長からも答弁をいただきましたけども、なぜ自動運転バスには配慮することになったのかお聞きしますが、いかがでしょうか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

**○副町長（筒井 尚之）** 確かにこう記載しておりますけれども、本来は重々承知しております。ただ、現状の公共交通機関になれば非常に難しいという問題がございますので、この前の答弁させていただいたのが実情でございますが、将来はこのようなかたちで、要は何台走れるか分かりませんが、こういうふうな拡張も行っていきたいという目標もございましたので、記載させていただいたところでございます。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○2番（志村 和浩）** いや、前回6月議会の答弁では、私は習い事も充分子ども達の移動手段としてはサポートが必要ではないでしょうかというふうに聞かせていただきましたら、副町長から習い事は各家庭の事情だと、これを公共交通で支援するつもりはないとおっしゃいました。今の答弁と随分とトーンが違うというふうに思います。それから町長にも高校通学につきましては一生懸

命私の方から提案をさせていただきましたが、最後の最後まで高校通学のバスではないんだと、町民の方への利用がまずは率先、なぜ高校生が町民じゃないのかにつきましてもですね、あるんですが、あくまで高校通学のためには考えないというふうに最後の最後までおっしゃいました。私としては、なぜこういうことが予定をされているのであればですね、こういった検証を経て、住民の利用、それから住民の意向、それからバスの運行方法、これらを検討して前向きに考えます、あるいはそれから検証していきますというような答弁じゃなかったのかなと。なぜ、あれほどまでにしません、考えませんというふうに言い切ったのかなというところが、このチラシを見て更に不思議でならない。その点についていかがですか。町長、見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 久保町長。

○町長（久保 行央） はい。志村議員おっしゃっていただいたように、高校通学、この間、私はそれだけでは考えませんと言いました。これ、あの今、時間設定とかそんなんをしてあって利用できたらしていただければ良いかと思えます。これは習い事もそうであります。全体の皆さんが利用していただきやすいようにしていけばいいと思えますので、設定した時間、これ色々な、例えば多気駅の時間に合わすとかありますので、全体とらまえて通学だけとか習い事とかいうのには考えませんというのは言いましたので、議員おっしゃっていただいたように、町営バス、これから運行を続けていくについては活用していただければありがたいと思えますので、特にこれについてという思いではありませんので、その辺だけ分かっていただければと思えます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 前回の答弁も時間の制限もあって、それに対して引き続き質問ができませんでしたので、次の2点目は関連することですので、ちょっと一緒に話聞きたいと思えますが、次②でございしますが、今回企画調整課の方で1000人の町民を対象にした公共交通に関するアンケート調査が11月に実施

されております。6月議会の答弁では、このアンケート結果を踏まえて地域公共交通会議を開催し、令和6年度を目標に地域公共交通計画の策定を進めるとのことでした。そのなかです、設問に通学のバス利用について問う内容がありました。少し画面に移りたいと思います。はい、これがちょっと字が小さいのでございますが、これが実物のコピーでございます、「通勤通学についてお答えください。それから、多気町が運行している町営バスについてお答えください。」とございます。このようにですね、通勤通学について、例えば通学でありましたら頻度を伺っております。毎日通うのか、週に数回なんか、月に数回なのか。まあ、通学ですからほとんど毎日、例えば選んで、実際にどこに、の地域まで行っておりましたかと。多気町内ですか、多気町外ですかと。で、実際に通学だったらどのような交通手段でそこまで行かれていますかと。自分で車を運転、まあこんなのは高校生はありえませんが、家族知人の送迎か自転車か、それからタクシー、でん多、そして徒歩か鉄道、バスというようなあらゆる選択肢がございます。で、例えば、通学を毎日されている方が親や両親やおばあちゃん、おじいちゃんの車でですね、送迎をされるとお答えの方がなぜ町内の町営バスを使わないのかという理由につきましてですね、やはり利用したい時刻に運行がないとか色んな理由でアンケートが多分回収されるんであろうと思います。そうしますと結論から言いますと、このアンケートです、町内の高校生たち、あるいは通学に使って、通学をされている方たちが町営バスに期待するような結果が把握はされるだろうと。利用方法が分からない、それからバス停が近くにない、運行時間が合わない、色んなことで回収されています。こういう設問を設定をした意図。それから、このアンケート結果に対する町の対応方針を伺いますということが2点目でございます。

先ほど町長からも全体を鑑みてということで、今日補足の答弁がございましたけれども、改めてこれからの地域公共交通計画を策定を進めるなかで、この通学に関してもこの説明を設けたということに関していえばですね、しっかりと住民の意向を踏まえて計画を立案するという事のそういう姿勢で多気町は

挑むということによろしいでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） はい。ただいまのご質問でございますが、11月に実施しましたアンケートでは、先ほど画面に投影されましたとおり通勤通学についての設問を設けてございます。議員説明されましたとおり、公共交通機関を使つての行先やその手段についての設問を設けてございます。

このアンケートは、本町の地域公共交通、公共交通のマスタープランとなる地域公共交通計画策定の資料になるものでございます。6月の一般質問の私の答弁でも幹線バスでの高校通学の対応は通学先が多方面にわたるため難しい旨のご回答をさせていただいておりますが、地域公共交通計画においては町営幹線バスだけではなく、現在運行しておりますエリアタクシーでん多や他の交通事業者さん、JRさん、三重交通さんが提供するサービスや公共交通以外の福祉サービスなどの取り組みや今回副町長が答弁いたしました自動運転車など、新たな取り組みなども含め本町の将来的な地域公共交通が果たす役割、方向性を決めていく必要がございますので、通学通勤につきましても現状の把握をする必要がございましたので、こういったアンケートの質問項目を設けた次第でございます。議員ご指摘のとおり、子どもたち含め地域公共交通に対する課題は多様でございますが、情報調査や今回のアンケートにより現状を再度確認した上で、課題や方向性を議論していきたいとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 現状を把握するためというご答弁でしたけども、そうしますと確認ですが、現状を把握して通学に町営バス、あるいはでん多、そのような公共交通のサポートが必要だというような検討が進めば町営バスも高校の通学に合うような運行スケジュール、それからバス停の設置、そういったも

のも配慮していく、そのような考えでよろしいでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） はい、現状を把握いたしまして、ただ費用面とかもございますので、バス1本運行するのにあたりまして非常に多大な運行費用がかかります。また、実際乗られる人数の、人数などもございますので、それらも充分考えた上で様々な方策については考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

○2番（志村 和浩） そのようなことで検証を進めていく、大事な地域公共交通会議というものがございます。次の3点目でございます。今後の地域公共交通会議の委員選定の考え方について方針を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） はい。ご承知かと思えますけども、この根拠法規はですね、道路運送法というもので、そのなかに施行規則で構成員がまず規定されております。ということで、現在の委員もですね、そのもちろん、この中から選定をしております。今のところ今後はこの方向で選定することが変わらないと考えております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 有識者、学識経験者につきましては、過去の会議とは異なる人選となるのでしょうか。お聞きします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） 有識者、学識経験者ですけれども、今年度から新しい

方に代わっていただきました。ということで、その時点の状況によりまして、もちろんその辺は顔ぶれ変えていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○2番（志村 和浩）** 委員につきましてもですね、不満をあげさせていただいた通学、それから習い事等、子育て支援含めてですね、様々な多様な方々が議論ができるようにですね、やはり事業者さんだけでも難しいですし、一般の方でも言われることも男性や女性、年齢によっても意見も違いますので、多様な方々が議論できるようにしていただきたい。それが今回のこの公共交通の在り方に必要なことだと思いますが、最後に見解を伺います。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

**○副町長（筒井 尚之）** 町の条例にはですね、住民もしくは住民代表となっておりますので、もちろん区長様方もですけども、例えば本当に先ほどの画像にありましたような方向も検討していくというような話になりましたら、例えばPTA代表とかですね、そういったことも選択肢に入れて今後は検討していきたいと思います。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○2番（志村 和浩）** はい。住民の地域公共交通、大事な課題でございますので、あらゆる可能性を検討していくためにもですね、そういった運営をですね、ぜひ心がけて進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上で、質問終わります。

**○議長（坂井 信久）** 以上で、志村議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は、2時10分からといたします。

(14時00分)

(14時10分)

**(9番 前川 勝 議員)**

**○議長（坂井 信久）** それでは定刻になりましたので5番目の質問者 前川議員の質問に入ります。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** それでは、一般質問を始めさせていただきます。今回一問一答方式で2問を質問させていただきます。1問目は、令和5年度全国学力学習調査結果及び関連事項についてということで、教育長、担当課長に伺います。2問目といたしまして、防災行政無線の使用についてということで、町長、担当課長、よろしくお願いいたします。

まず、1問目の質問でございます。令和5年度全国学力・学習調査結果及び関連事項は、この調査の目的は義務教育の機会均等及びその水準の維持向上の観点より学習状況を把握し、課題の検証・改善を図り、教育指導の充実に役立てるとされており、当町の小学校6年生 98名は国語と算数及び中学校3年生 148名は国語、数学、英語の教科が対象であり、調査は全国で実施されているものと聞いております。当町の調査結果概要のまとめが10月に公表されましたので、それに基づき、以下質問させていただきます。

1問目。まず、この調査結果の発行が教育委員会ですが、一番重要なことは現場の先生方のお考えであろうと思います。先生方との具体的な調整だったり、教育委員のみなさん、この教育委員は入っておられるかどうかちょっと定かではございませんが、教育委員会としての関わり方を含め、どのように考えられ、まとめられたのかお伺いいたします。

**○議長（坂井 信久）** 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

小林教育長。



**○教育長（小林 真一）** ただいまのご質問に答えさせていただきます。まず、多気町より 10 月に公表しました調査結果の概要につきましては、町全体の傾向や今子どもたちに求めている力を教職員だけでなく保護者や地域の方々につかんでいただくことを目的に作成しております。調査結果の概要につきましては、概ね理解している問題と課題が見られた問題について、主だったものを例示し、今後の取り組みについて示させていただきます。

まず、本年度の全国学力学習状況調査の結果ですが、学力面においては町全体で見ますと小学校、中学校とも全ての教科で全国の平均正答率を上回る結果となっております。これは、日々授業研究、授業改善に取り組まれている各学校の先生方の指導によるものと考えます。新型コロナウイルス禍でもしっかり学びを保証できていると思います。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** はい。先生方の頑張りがあったと、教育長のお話だっと思えます。そういうなかで、まず最初お話申し上げました教育委員会の関わりとといいますか、教育委員会としてどうだったのかということ再度お伺いしたいと思えます。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

**○教育長（小林 真一）** お答えさせていただきます。各学校においては、それぞれの調査後速やかにまず自己採点を行い、児童生徒の強み弱みを洗い出し、日々の授業改善にすぐ生かしていただいています。今回の全国学力学習状況調査についても、結果判明後、各校にて分析検証を行い、学力定着に向けた取り組みの重点項目を決め、実践いただいています。その上で、9月に教育委員会、定例会、そして各学校長には校長会にて更に細かい分析をお示しし、ご意見を頂戴しております。

また、各校においては10月に行いました多気町学力向上推進委員会、こういうのを設けております。これは、事務局は教育委員会において運営しておるところでございます。各学校の取り組みを交流し、担当者、これはそれぞれ推進委員として設けておるんでございますが、取り組むべきポイントを学び合い、研修し合っていていただいております。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** 先ほどあの言われました学力向上のということで推進委員ということで今お話されたかと思うんですけども、推進委員の方というのは教育委員さんではなく、学校の先生のことをさしておられるのかということをお伺いしたいと思います。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

**○教育長（小林 真一）** はい。この学力向上推進委員会でございますが、これは各学校の校長とそれぞれ学校の先生の代表方、それと多気中と相可小には指導教諭というのを設けておりますので、その先生、更には教育委員会から私と指導主事が入って学力向上推進委員会を組織しております。この推進委員会におきましては、年度当初、それと中間と年度末の基本的には3回開催しております。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** 教育委員会の方で教育長共々ですね、学校との連携を確実にとっておられるというご答弁いただいて、誠にお力強いお言葉だったなというふうに思います。2点目に入ります。

調査の中で小中共に、評価として「おおむね理解している」と「課題がみら

れた」とあり、当町の問題に対する正答率が約9割から8、5、3、2割と相当ばらつきが見られています。問題も大変難しいと推察するところですが、この正答率が先ほども全国を上回ったということはお話しいただきましたが、このばらつきのあることが全国的に標準と考えられているのか。または、由々しき問題であると捉えられているのかお考えを伺います。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

**○教育長（小林 真一）** お答えさせていただきます。今回の公表結果については、より分かりやすい形をめざしているため、各教科の概ね理解している課題が見られた。問題はそれぞれ2点をめどに挙げて、すいません。2点を挙げさせていただきますいております。その基準として、概ね理解している問題につきましては、正答率80%以上かつ全国平均正答率以上、もしくは正答率70%以上、かつ全国平均正答率プラス99.5%以上の中から例示しております。課題が見られた問題につきましては、正答率30%未満もしくは全国平均正答率マイナス10%のものの中から、多気町の児童・生徒の特徴が見られたものを挙げさせていただきます。特に多気町の場合は、正答率が5割を下回るものについては全国平均正答率とほぼ同率のものが多く、問題の難度も影響しているものかと思いますが、課題が、これら課題が見られた問題については確実にできるようになるよう、学力の定着をめざして学校で力をつけさせていただきたいと考えております。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** はい、このことに30%以下でしたか、3割以下でしたか。まあ全国を上回る結果ということで良かったなというふうに思うところです。ただ、まあ、もう9割っていうことは10人の内9人は正解だったけど1人だけだったと。だけど、2割っていうのは10人の内2割の子どものしか分からなかつ

た、正解しなかったということは、これはもう歴然たる事実なんだろうなというふうに思います。この2割にばらついた正答率があったっていう部分ですね。その教育委員会として子どもたちの学校現場、色々小学校や中学校あるわけですが、このことを捉え、教育委員会としてはここにも書いてございます問題として考えているのかどうなのかっていうお考えを伺いたいと思います。

**○議長（坂井 信久）** 答弁を求めます。

小林教育長。

**○教育長（小林 真一）** はい。この全国学調においては、問題全般において当然優しい問題、それと難しい問題、それと普通の問題、色々な角度から問題が制作されております。おそらくこの2割を切った部分につきましても、全国的な傾向とほぼ同じ多気町は状況でしたので、敢えてこういった問題を作ったんだなっていうことで思います。ただ、教育委員会といたしましては、難しい問題は難しい問題でそのままほっといていいんかということには当然なりませんので、そこについては皆が理解できるように、それぞれの学校で補習授業じゃないですけど、授業の中で色々と教鞭をとっていただく、そのようなことを指示させていただいております。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** はい。えっとまあ、全国からいうと、北陸、福井県はですね、まだあるんですけども、毎年のように上位に、をでおられるという県があったりもして、そういうなかでちょっと先生、学校の先生にも伺うと、もう県のやり方が違うんですけど。もう、それに向けたテストの勉強を主にやるん、やっているところはそこにあるというようなことで、通常の学校のカリキュラムをこらし、こなしていく以上にそういうこともされている県もあるし、それはもうなんか他のもん見ればすぐ分かることですけども、まあ、それは良いか悪いかはもうその県の判断だったり、学校の先生だったりという部分になるわけ

ですけども。教育長、その辺のお考えはいかがですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

**○教育長（小林 真一）** 非常に難しい問題でございます。あの、学力オンリーっていうことになりますと、まあ一定の目安っていうことにもなるんでございますが、なかなか難しい問題のなかに非認知能力っていうのがございまして、学力に表れてこないその子の持っている素晴らしい能力、そういうのもございます。後の質問でのお答えもさせていただくようにはなるんですけど、多気町の子には素晴らしいもんがあるのかなと思います。

それと、この学力のことについては、とりあえず全国平均を上回っておりますので、由々しき問題っていうことではないと考えてます。ただし、正答率の低いもんについては、これも全国狙ったもんだと思いますが、そこんところはしっかり分かるように学校の方で指導していきたい、このようなことを学校の方へ言っております。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** はい。そうしていただければというふうに思います。4、5日か、2、3日か前の中日新聞に見られたかどうか分かりますけども、あの、世界の、世界のそういう水準OECD調査ですね、学習到達度調査PISSAの調査で、日本はすごく今年度は科学的応用力は2番目、シンガポールの次に2番目になった。それから、他のもんも日本は3番とか5番とか、世界中では非常に日本というところが上がったと。この上がったっていうのは、学習到達度調査ですね。そういうなかで、これも賛否両論、今と一緒に賛否両論。それに特化した勉強をすることがいいのか、今の子どもとしてきちっと育つことがいいのかっていう色んな捉え方があるわけですけども、ここもやっぱり2つの方向で示されております。もう、うんと、そうですね、文科省としてはです

ね、こういうことを上げるために、日本の教育水準を上げるために、07年に小中のこのテストですね、全国学力テストを復活させた。それまでは、子どもたちが緩やかにうまく育つようなことを考えた教育方針だったものを、まあ、あの、ここでちょっと転換をされたわけですが、そういう中で、また後にも出すんですけども、そのゆとり教育が変換されて子どもたちが、僕、反対のことを言っとる。これは上げた方がいいよと思うんやけど、反対のことも言ってるわけやけど、あの、学校が窮屈、窮屈になったという先生方、子どもたちが窮屈になった思いをしている。それは英語の勉強が詰め込まれたり、プログラミングの勉強が増えたりで、学校の子どもたちが窮屈な思いをしているのではないかという先生もあれば、逆にこういうことは重要なことやという先生もあるというようなことを、あの、見られたかどうか分かんですけども、僕は今言ったようなことに関して教育長、いかがですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

**○教育長（小林 真一）** 私もそこは、その新聞記事は興味を持って見させていただきました。細かいことまで少し覚えてないんですけど、確かに学校については私らの小さい時の学校の様子、またはそこから数十年して、私らの子ども時の学校の様子、更に今の学校の様子、それぞれ変化してきています。ゆとり教育からもう少し学力の向上を狙った教育っていうふうになってきてますし、また最近では地域課題に向けてっていうことで高校生までそういうことで新たなそういった教科も出ているようでございます。まあ、子どもについては本当に偏りなく幅広い知識だけでなく、人間性として、私、ちょっと挨拶の時にも言わせていただいたように、百年時代を生き抜く力っていうのをそこんところをしっかりとつけていただきたいかなと思います。学力については、やはり一定レベルはつけていただき、それと人間力、生きてく人間力を是非ともつけていただきたい。そのベースになるのが小学校、更にはステップして中学校っていうふうな格好になるのかなと思います。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい、よろしくお願ひいたしたいと思います。3番に入ります。といたしまして、先生方はこの調査結果を踏まえ、今後の学習の手立てとして様々な観点より対応されていく心構えが書かれております。そこで、教育委員会として、もう教育長としての方針ですよね、教育委員会としてはいかなる、こう支援をしていこうと学校に対してこう支援していこうと考えられているのか、お伺ひいたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） これも私としてっていうんじゃなしに教育委員会としてっていうことで答えさせていただいた方がいいのかなと思います。具体的にですね、あの教育委員会としては今年度は重点支援校っていうのを選定しております。少しまあ手を入れた方がいい学校もあるんかなっていうことで、そういうことであの支援してます。そこへ向いては、あの、指導主事でございます。これは学校の先生から割愛退職した者が町の教育委員会で、今、町費負担で在職している者でございますが、その者が週に何回か学校の方に邪魔して、クラスに授業のサポートとして入っております。まあ、授業参加し、あの、その学校、そのクラスを支援することによってですね、学校全体の学力及び色んなことのレベルアップを図っとるのが現状でございます。そういったことで、町全体のレベルアップが図ればなということ考えてます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。あの、まあ、さっきの質問の松木議員の話でもありました先生方が不足しているということにも尽きるのかなと思いますけども、

今まあ、今のおっしゃいました重点支援校を設けて先生を入れているっておっしゃられたかな。なんか違うところから来てもらうのか、そこを重点的に何か、何か不足っていうか、何か、なんて言ったらいいんやろね。遅れているから入れておられるのか、ちょっとそこら辺が私の中でちょっと理解できん部分ですけど、どういうことでしょうか。

○議長（坂井 信久） 小林教育長。

○教育長（小林 真一） はい、お答えさせていただきます。えっと、教育委員会の中に今一人学校から先生が派遣されてきております。で、その者が、その学校へ直接出向いて、その後、その者が授業するわけではございませんですが、学校の担任の先生や教科の先生と一緒にあって授業をさせていただいておる、そのような状況でございます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。あの、まあぜひ、どういう形にしろ、教育委員会として支援いただいとるということで理解をさせていただきました。

続きまして、4番に入らせていただきます。以前より様々な場面で話されておりますが、所得格差が教育格差を出している社会的な状況があります。当町も毎年一定の人数に就学支援が行われている現実もあり、この調査結果と直接関係するとは思いませんが、その現状をどのように認識されているか。また、今後について格差に関し、教育委員会として対応されるお考えがあるかお伺いいたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） 答えさせていただきます。多気町では、子どもの貧困による教育格差の実態について調査結果っていうのは持ち合わせておりません。直接そういった格好の調査をしておりませんので、そのところは分から



ないところがございます。しかしですね、厚生労働省の2022年、国民生活基礎調査っていうのがございます。これによりますと、子どもの貧困率は11.5%となり、子どもおよそ9人に1人の割合で貧困状態にあるという結果が出ております。これはあくまで一般論でございますが、貧困による影響で学力を伸ばしたくても塾へは行けない、親に教わりたくても遅くまで働いているため、家では1人では、1人で過ごさなければならない。結果として学力に差が生まれてしまう。まあ、あのこういうことも考えられております。

一方ですね、多気町の今回の全国学力学習状況調査では児童生徒の質問用紙から多気町において見えてきたこととございますが、先生は授業やテストで間違えた所や理解していない所について分かるまで教えてくれていると回答した子どもが割合が全国に比べて非常に高いという結果が出ておりました。これは、日々授業の中で先生方が本当にきめ細やかに子どもたちに、子どもたちをみとってくれている証だと思います。子どもたちと先生方の繋がり、これは多気町の教育の強みの一つであります。教育委員会としても、各校において、誰一人取り残さず、確実に力をつけていく実践が今後も展開できるようにしっかりと支えていきたいとこのように考えています。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** えっと、あのですね、今多気町でも先生をつける補助的なあれ、学校、自分とこの家で勉強するためにつけるとか、補助的なあれをされている、これ担当課が違う部分だと思うんですけども、あの今、塾へっていう言葉も教育長出されたように、大阪市は塾代、これ、あの橋本さん、松阪にみえた時も言ってみえましたわ、大阪市では習い事の塾代の助成事業、あの、当然所得制限は設けてらっしゃって、色んな段階でこうやってみえるようなことも、このネットで見れば分かるんですけども、そういうことでまあ、大阪市ではそういう塾の補助をされて、そういう意味では遅れている子どもを少しでも

こう上げようとする部分、努力ですね、されている。それと、このことと、それからもう1つ。三重県の、この三重県教育施策大綱、これが5年までの分の中で、誰一人取り残さない教育、勉強ですね。そういうものを三重県の大綱として出している。これはもうまさしくそうだと思うんです。あの、このテストでそういう結果がなったけども、そういう子や、やはり誰一人取り残さないようにしていく。もう、三重県としてやってる、三重県教育委員会もやってる、多気町も当然そういう思いはあるんだろうと思うんですけど、現実的に何かをしないとその結果は出ないのではないかなって思うところです。この塾の助成とか、この三重県の考え方について教育長の考えはいかがですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

**○教育長（小林 真一）** お答えさせていただきます。ただいま、塾の話が出ました。学習環境を整えることは非常に大切なことですが、逆に十分費用をかけたから成績が上位になるってということが必ず起きるとは限らないのも事実でございます。家庭が負担する学校外の教育費について、塾あるいは家庭教師とを切り口に考えた時、今回全国学力学習調査の習い事に関する調査結果というのがございました。その結果から。町内では利用率が高い学校が必ずしも高い正答率とはなっておらないのが現状でございます。学校での授業や家庭学習が逆にしっかりと確立されておる学校が、もあるということでございます。塾や家庭教師に頼らなくても、学校や自分の自主勉強でしっかりと学力がついておる、そういう学校もございます。それで、それから、多気町では就学援助という制度も持っておりますが、その他に先ほど議員が言われました子育て、学習支援事業でございます。これは課を跨ぐわけでございますが、ひとり親家庭の学習支援事業、そして生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業、こういった2つの事業で困窮されておる、またはそういった状況に置かれておる家庭において、家庭教師を派遣し、そこでの学力の定着をめざしとることも、多気町の方ではやっております。また、子育て応援金。これも小中学校の入学

時のお祝い金でございますが、こういったことも学習支援の方に回っておると考えております。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** はい。あの、まあ確かに、多気町でも行われていることも存じ上げるとし、その塾費用をかけたら良くなるという問題でもないのも理解できますけども、何もしなければ何も伸びないかも分かんないので、その辺はですね、教育委員会としてとにかくまあ、格差が起こらないように配慮、見ていって欲しいなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

次へ入らせていただきます。調査結果最終章に「児童質問紙調査からみられた子どもの姿より」で多気町の子どもたちの考え方のアンケートで、小・中ともに「地域の行事に参加している」「地域や社会を良くするために何かしてみたい」が全国の率より高く推移していることに大変うれしく思ったし、今後においても勉強も大変大事であるし、郷土愛を育む、人の気持ちを思いやれる教育を願うところです。

総括されている教育委員会としてのお考えをお伺いいたします。

**○議長（坂井 信久）** 小林教育長。

**○教育長（小林 真一）** お答えさせていただきます。前川議員のおっしゃるとおりでございます。私もこの児童生徒たちの回答結果を拝見いたしまして、非常に嬉しく、そして頼もしく感じております。今年度から多気町全小・中学校では、コミュニティスクールの取り組みが始まっております。その中でも、もちろん、それまででも地域の方々が積極的に子どもの成長に関わっていただける土壌が多気町にあり、本当にありがたく、これも多気町の教育の強みの一つだと考えております。

本調査の結果から、多気町の子どもたちが地域の中で温かく育ててきてもらっている現れだと感じております。この強みを最大限に生かしつつ、今後も各

校にて地域と共にある学校づくりの取り組みを進めていただけるよう、教育委員会として支援していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** ぜひですね、教育長、教育委員会として、学校、校長先生やその他先生方とのさまざまな場所での話し合いといいますか、共通認識を持って佐奈じゃない、多気町の子どもたちみんなが心も含め、勉強も含め、育まれるよう、教育委員会として頑張ってもらいたいというふうに思います。これで1問目終わって、次に入らせていただきます。

2番目の質問といたしまして、防災行政無線の使用についてということでお伺いいたします。この項目については、これまでに数回質問をしています。それは年間に多くの維持費用をかけているのだから、行政無線としての利用を行いつつ、町民サービスの向上だったり、安心安全の更なる確保に役立てる運用をしないともらいたくないではないかとの考えによるものです。そこで、1番としてお伺いいたします。総務省が出している「防災行政無線とは」では、定義として「屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム」としています。更に、「平常時における有効活用を図るために更なる改善が求められている」と書いてあり、ご存知と思いますが、当町も国に準じた改善を進めなければと考えるところですが、今後の考え方、対応をお伺いいたします。

**○議長（坂井 信久）** 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

**○総務課長（岡井 一宜）** はい、それではお答えさせていただきます。平成25年の6月議会、それから平成29年の12月議会でも前川議員より同じような質問を受けております。その際の答弁として、平成25年の時には「将来的には緊急時以外は防災無線専用にしていきたい。」また、平成29年では「自然災害や

火災等の緊急的に影響を与える場合での使用の他は、各種行事において、当日の開催有無の連絡手段として時間的に余裕がない場合使用しており、その他の使用については原則行っておりません。」、その際の結びの文言として、「この使用の範囲を広げる考えはありません。」と答弁をさせていただいております。前回平成 29 年からおよそ 6 年が経過しておりますが、その考えを基に現在も実施をしておるところでございます。

以上となります。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9 番（前川 勝） あの、当然というか、そのことを踏まえて今回も質問をさせていただいております。といいますのは、今回なぜこれをまた言おうかと思ったのは、この 10 月 31 日に国保の還付金に対する詐欺に関する不信電話が発生、勢和地域で数件あったというふうに伺いました。その中で、ある高齢の方から「スマホのあの連絡だけではみんなに行き渡らんやんか。」というお話をいただきました。こういうことはですね、すぐ皆、町民の皆さんの耳へ届いてこそ初めて警戒もできるし、一部の人にだけ、メール見た人は分かるとか広報たき書いたらもう時間も過ぎていってるわけだし、即そういうことがあった時に即、そういう無線でみんなに流せばみんなが、あ、気をつけやなあかんっていうふうに分かるわけだと思っんですけども、それがありませんでしたので、あの、そうだと、もう一回も、もう何回もこの質問をしてきたわけやけども、再度質問をさせていただいてみたいなというふうに思いました。こういう、この行政事務というのは、様々なところで放送しとる例ももうネットで見れば出てます。様々なところで。その今の課長おっしゃった「しない方針です。」ってしない方針ですは分かるけど、なんでしないんですかと。あるもの、後で出しますけど、あるものをなぜうまく有効に使って安心、町民の安心・安全を守るためにやらないのか。なぜやらないのかも含めてですね、今のこの詐欺の電話も含めてご答弁お願いしたいと思っております。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） はい、まず行政放送をしないというわけではなくて、原則は行わないという考えでも、もと過去平成 29 年の頃からその考えを基にずっと現状も引き継いでやっておる次第でございます。それから詐欺の件に関しましては、昨今もこの詐欺であるとか、それから不審者とか多数もう新聞、報道、ニュース等で様々な周知をしております。前川議員言われたように、アプリだけでは分からないと言われるかも知れませんが、その都度その都度行政放送しておればですね、限りなく月に何回もそういった放送しなければならないという実態、実情になってしまうのではないかとということで、そういったこともあって、過去からこういうふうな形でできているものだと思います。実際にですね、あの、確かに行政放送使わなければもったいないという考え方もこれできるかと思えますけども、一方ではあまりなんていうんですかね、うるさいとかですね、いう声もやっぱり役場の方には入ってきておりますので、その辺もいろいろこう考慮したなかで必要最低限っていうふうな考え方で今もやっておるところでございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい、もう、今の課長のおっしゃる意味も分かります。ただ、うるさいのはうるさいうちもあるだろうし、パンザマストの近辺はうるさいんです。非常にうるさいという家もあります。私も知ってます。ただ、もうそれがまだそれが聞こえない、まあちょっと話が違うわけですけども、聞こえにくいという所もあるんですけども、その辺はまあ、これの無線のパンザバストの弊害ではあるわけやけども、だけど今のおっしゃったその町民の安心・安全を守るためには今の詐欺のことが毎日のようにしなきゃいかん、毎日せんでいいんですよ。そういう出た、こんな毎日、多気町中でみんなが色んなところから電話かかってくる。僕はメールも、僕も何回か入ってきます、おかしなメー

ルが。そういう意味では、やっぱり一番ある恩恵を受けるのはやっぱり家にいらっしゃる高齢者の方だと思うんです。若い方はもうスマホで見れます。あの、流れてって興味のあることやったら中へ入って見ます。大体見れば分かりますので。だけど、やはり現在今家にいらっしゃる外へそんな出てかん、スマホもない人は無線によって、そういう情報を得ることによって助かる方もあるのではないかと。この、度々、度々ですね、その防災行政無線を毎日のように色々なことを流せっては僕も思いません。それは今のおっしゃることも起こると思うんです。ただ、あの防災です。防災。防ぐんです。その意味においては、「そういう詐欺の電話がありました。勢和地域の人、気をつけてください。」なり、「全地域に気をつけてください」っていうことぐらいは、別にそんな長くしゃべっているわけでもなく、これは町民の安心・安全を守るためには非常に大事な行為だというふうに私は思いますが、いかがですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

**○総務課長（岡井 一宜）** 確かに、度々あることではないかというふうにも思いますので、まあ、その緊急性の必要性を十分。うん。考慮した後に放送すべき案件であれば放送をしていく。そこまでする必要がないかなという判断をすれば今までどおり緊急性以外はしないというふうな方向で今後も進めていきたいと思しますので、都度判断をさせていただきたいなというふうに考えます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** ちょっと、一步進めていただいた答弁かなというふうに思います。あの、私はもうこれ、担当課からですね、総務課なり副町長なりのところへ最終あげてきて、放送する内容ですね、決めるぐらいのことはしておいていいのではないかと、危機管理的にね。あのそういう形をしていけば、もう全部言われたことを全部放送しているんだと線引きができやんから、ある程度の今の課長おっしゃってもらったやるべきことややらないこと、いいことはそ

の判断基準で違ってくるわけですけども、少なくとも町民の安心・安全を守るためには幅広くなるだけとって言って、伝えなきゃいかんことはその時に後ほど広報たきで伝えれることはそれでいいんです。だけど、緊急性の場合、そういう詐欺の電話があったことは早く知らせてあげることによって、皆さんが注意をする時間がとれるんじゃないかなと。だけど、今おっしゃってもらったように、課長、検討して色々精査して放送することはするとおっしゃってもらった。現実的に、そしたらちょっと資料を僕、ちょっと違う鞆に入れたのか、昨年度の件数をちょっと教えてもらえますか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） はい。ええと、昨年度ではないんですが、昨年1月1日からここ最近11月末までの件数で、防災無線として流させていただいた件数は8件でございます。8回でございます。

以上です。はい。行政無線の方は5回でございます。ただ、放送依頼としてありましたのは33件、何々の中止の放送とか、開催の有無の放送の依頼が事前に33件ありまして、実際、放送したのは5件でございます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ごめんなさい。その36件っていうのは含まれてないんですか。あの、5件だけが防災としての放送だった。それから30何件は放送されなかったということですか。地域を限定して放送されたということですか。いかがですか。

○議長（坂井 信久） はい。岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） すいません、もう一度説明させていただきます。防災無線として昨年1月から流させてもらった件数、回数は8回でございます。で、行政無線として放送させていただいたのは5件です。で、その行政無線に関し



ましては事前にどここの廃品回収が中止であるとか運動会が中止であるとか、まあそういった内容になるわけなんですけども、これの放送依頼があったのが33件。放送依頼33件あった内5回が放送をしております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） よろしいか。はい。

前川議員。

○9番（前川 勝） そうすると、33件の依頼があったけど、そのうち5件しか放送しなかったと。それは、だから必要がない、放送する必要がないという判断の下で放送をしなかったということですか。もう一度お伺いします。

○議長（坂井 信久） 岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） この行政無線の放送依頼があったのは、あの、例えばですね、今回中止の放送を入れさせてもらったのが外城田の夏祭りでございますけれども、事前に雨の場合の、その雨、それから荒天等の時に中止をするために依頼が入ります。そういった時に、依頼があって、実際にあの中止の事務局というか担当部署が中止の判断をした際に放送をさせていただく。で、先ほど言いましたように33件あったうち5回しか放送していない、残りのじゃあ回数はないと明らかに、例えば外城田の夏祭りでも、明らかにあるだろうと。どこを誰がどう見ても外の天気が晴れていると、そういう時にはもう放送しませんので、そういったところで33件の内5回、28回は放送しなくても済んだということです。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） あの、回転が緩やかやもんで、今、理解できました。えっと、そういうことでまあ、あのぜひですね、今後もあの精査というか、内容について考えられたことで放送は使って検討するように。これは、国自体が中身を検討しなきゃいかんっていった部分、防災だけで使うんじゃない、ぜひ有効に使った方がいいよという考え方がありますので、多気町にもその方向はぜひやっていただきたいなというふうに思います。

2問目に入ります。はい、2番へ入ります。昨年12月に令和5年から令和7年にかけてのアクションプログラムが出され、そのなかで防災行政無線費用として随時1600万、3億900万、3億900万円で、3年で合計6億3400万円の計画が示されました。ただ、ここで、これは令和4年の12月だったんですけども、今回12月にまたアクションプログラムが出されてきて、3年間で1億円増額され、7億3279万円が予定アクションプログラムのなかで示されております。だから、これを通告した段階ではこうだったんですけど、今回現状が違うので、あの、そういうことでお話をしておきたいと思います。

そしてですね、続けまして、その大きな費用をかけ、保守更新機能強化を図れる計画がありますと。現在、パンザマストの真下でのマイク放送は可能ではあるわけですが、放送をしたい時そこには屋根があるわけではなく、風雨がしのげない状態です。今回の機能強化につけ、各区の公民館、室内での放送を可能にし、利便性を高め、より有効な体制を構築し、町民の安心・安全に繋がればと考えますが、今後に向けた考え、対応をお伺いいたします。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

**○総務課長（岡井 一宜）** はい、それではお答えさせていただきます。防災行政無線の屋外拡声子局からの自局拡声放送については、平時の利用や予測できない大規模災害時の利用を想定しております。台風等の風水害時においては、ある程度予測が可能であるため、職員が役場に待機し、雨量や河川水位などの情報をもとに避難情報や避難所の情報を基地局から放送しております。雨風が激しいときに、自治会や自主防災組織等が自局拡声放送をしていただくことをあまり想定はしていないところでございます。で、また、現在、屋外拡声子局からの自局拡声放送は1局ずつの放送のみとなっており、広い自治会では複数あります。これらをまとめて、公民館等から放送できるようにすることは技術的には可能です。しかし、多額の費用が今以上に必要となり、費用対効果を考慮すると、導入しても防災対策への効果は少ないのではないかと考えます。今後

につきましては、利便性を高め、より有効な体制を構築し、町民の安心・安全につなげるためにも様々な機能を有した多気町防災アプリの準備を進め、色々な施策を検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** あの、先ほども費用対効果がでんという、それから各区で確かに広いところは3本あるとおっしゃったけれども、やはりそのなんですかね、公民館全49字、公民館には全部バンザマストがほぼある。まあ、ちょっと僕見て調べてない調査不足ですけど、あるのではないかなと。っていうことは、それをつけることによって、少しでも早い状態でお知らせ、まあ、これは役場から全部すればパッと出るわけですけども、きめ細かい地域・地域の対応が地区地区の対応ができるのではないかなと。それからもう一点言いますと、各区には放送設備、区で持っておられる放送設備があるわけですけども、放送設備が壊れた時等にですね、その放送バンザマストを使った放送が、に使えるのではないかというふうな部分。これは確かに、町の方へお話をして録音というか事前に言ってもらって全部、全部なり区で流すことは可能ですけども、そうではない、区の放送にも有効な利用ができれば、今度これ、2年、3年で7億ものすごいお金かけるわけだから、少しでもですね、役立つように使う。100%役立つのか分らんけど、役立つように使えるようにすることも1つの町民にとっての大事なサービスではないかなというふうに考えますが、いかがですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

**○総務課長（岡井 一宜）** それでは、答えさせていただきます。まず、ええと、49の全ての字にそれぞれ屋外拡声子局があるかということ、実はちょっとないのが現状です。ええ、ある所が、あの先ほど言われましたように、2か所、3か所ある所もありますが、ない所はないと。これは、あの電波の関係で、円を書い

てこう全てを網羅できるようにするために設置をしておるところでございますので、49の字全てに拡声子局をつけるとなると本数もかなり多くなって、これこそまた費用対効果どうなのかっていうところも引っかかってまいります。よって、今現在49の字には全てはないのが現状で、この後、更新する計画のなかにおいても、今のところその考えはない方向で進めております。

一方、故障した場合、字の放送設備がありますが、故障した際には防災無線を使っていただくっていうことは、それはなんら問題ないかというふうに考えておりますので、ただ言われましたように何本もある字であれば3本あれば3か所へ行っていただかなければならないというふうな現状になっております。そういったことを踏まえて、今度のアプリでは区長さんが区民への伝達方法として、そのアプリを使うことも技術的に可能ですので、これは検討していく方向で今進めておるところでございます。

以上となります。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** はい。あの、まあ、防災は費用対効果は言っただけで、あろうっていう部分に、まあ、そういうなかでの費用をかけるわけやけども、何べんも言うけど、そうそういう意味においてはもう、もっと町民の人が有効に感じとってもらえる放送設備でもあってほしいなというふうに考えますので、まあもう、先ほど最初の方で言い切られました他には利用しないと前は言いましたということの後へ、そういう色んな厳選して、そういうことも、にも放送するまた要素は残っているようなお話もいただけたかなというふうに思っておりますが、町長こんな顔されたで、再度、課長確認します。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

久保町長。

**○町長（久保 行央）** 前川議員からくどいようにご質問いただきました。ありがとうございます。あの今、課長申し上げましたように、使う機会がなければ

一番ありがたい。で、特に詐欺関係のやつについては、もう今NHKでも他の局でももうくどいように流していますので、それを活用していただければ、スマホ持ってない人もできます。で、議員おっしゃられたように、防災は費用対効果は全くないと思います。施設関係については、例えば、防災のための水槽もそうであります。もうもっと大きいのでいくと、堤防もそうであります。で、うちは津波は関係ないですけども、津波施設もそうであります。もう何億円とかけて大きな津波タワーを設けていますが、あれは作るけども使わない方がいいというのがありますので、町の方でも使える部分についてはこれからまた考えていかなければならんと思いますけど、議員のおっしゃる意向も踏まえて、取り組みをしていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。あのまあ、ぜひですね、国、総務省もぜひ有効に使えばいいよという考え方を持っておりますので、使わないよというんじゃなく、色々考えていくというほどにしておいていただければというふうに思います。ありがとうございました。終わります。

○議長（坂井 信久） 以上で、前川議員の一般質問を終わります。

以上で、通告者全員の一般質問が終わりました。本日の会議がこれにて散会といたします。ご苦勞様でした。

(15時07分)